

平成29年第4回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第2日目)

平成29年12月13日(水曜日)

午前9時30分開議

第12 一般質問

○出席議員（10名）

1番	余	湖	龍	三	君	2番	川	村	進	君		
3番	西	森	信	夫	君	4番	堤	三	樹	磨	君	
5番	西	山	由	美	子	君	6番	上	原	豊	茂	君
7番	工	藤	弘	喜	君	8番	須	河	徹	君		
9番	河	端	芳	恵	君	10番	山	田	日	出	夫	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	菊	池	一	春	君							
副	町	長	佐	藤	明	美	君						
総	務	課	長	森	谷	清	和	君					
企	画	財	政	課	長	伊	田	彰	君				
町	民	課	長	原	口	周	司	君					
福	祉	保	健	課	長	谷	方	幸	子	君			
農	林	商	工	課	長	遠	藤	琢	磨	君			
建	設	課	長	山	内	啓	伸	君					
上	下	水	道	課	長	山	本	正	徳	君			
会	計	管	理	者	八	鍬	光	邦	君				
教	育	長	林	秀	貴	君							
管	理	課	長	森	谷	勇	君						
子	ど	も	未	来	課	長	渡	辺	克	人	君		
社	会	教	育	課	長	高	橋	治	君				
図	書	館	長	山	田	洋	通	君					
農	業	委	員	会	事	務	局	長	中	山	信	也	君
農	業	委	員	会	長	坂	本	稔	君				
監	査	委	員	山	田	稔	君						
選	挙	管	理	委	員	長	森	下	直	治	君		

○職務のため出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	夏	井	宏	樹	君	
議	会	事	務	局	係	長	中	村	隆	広	君

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 皆さま、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

なお、山田監査委員から本日欠席する旨の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりです。

◎一般質問

○議長（上原豊茂君） 日程第12、昨日に引き続き、一般質問を継続いたします。

4番、堤三樹磨君の発言を許します。

堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 4番、堤です。では通告書に従いまして質問をさせていただきます。

街の活性化についてという点でお尋ねいたします。

1番目に、前回の一般質問で私から、町としての商店街への支援策や小規模企業振興条例制定への考え方はお聞きしました。条例制定の目的として「現在ある商工業を減らすことなく、持続的な発展をさせていくため」とのお答えでありましたけれども、既存商店の現況を見て、現在も町が実施している支援策は既存商店の持続的発展を支援するものとなっているのかをお伺いいたします。

2点目に、商店街だけでなく、街のにぎわいにもつながる空き家対策、それや定住促進対策の成果と今後の予測をお伺いいたします。

そして、これらの対策は、人口減少に歯止めをかけるための策であり、より充実した施策となることが望まれると思います。それについては、どのように考えられているかをお伺いいたします。

3点目、街の活性化には、やはり何か手を打つべきではないかと私は思っております。その一つに前回、西森議員が質問しました「町の活性化・農業振興・観光客誘致のためにも『道の駅』設置を考えるべきではないのか」という問いに対し、「運営主体がなければ『道の駅』設置は困難であり、今後の検討課題とさせていただく」と返答されておりました。街のにぎわい、地場産品の特産品化やPRのためにも道の駅は良い考えだと私は思います。場所としては歴史館やその前面駐車場の位置、そしてできるなら図書館敷地も活用する、観光資源のないわが町には、そのくらいの広さと仕掛けが必要ではないかと思っております。街の活性化や道の駅（街の駅）という捉え方もあるかと思っておりますので、について企画推進する推進室、もしくはそういうものの設置を検討するなどの時期にもうきているのではないかと思いますので、どのように考えられているかをお伺いいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「街の活性化」について、3点のお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

1点目の「現在、町のとっている支援策は既存商店の持続的発展を支援するものとなっ

ているか」とのお尋ねがございました。

現在、町として商工業に対し実施している支援策としては、店舗数の維持と空き店舗の解消を目的とし、店舗新築や空き店舗を利用した出店に対する「店舗出店等支援事業」、快適な店舗環境を整備する「店舗改修事業」、今後、商工業の活性化を目指す後継者に対する支援の「商工業後継者育成助成」、町民の住環境を整備し少しでも長く住んでいただくことと、町内商工業者の受注機会を増やす目的の「住環境リフォーム促進事業」特に関連して商工会による商品券を補助として消費購買力の向上に繋げています。また、本町出身者で町内に居住し新たに正規雇用従業員として就労する個人と事業所に対する「商工業就労助成」、経営の合理化と事業運営の基礎となる金融の円滑化を図るため「中小企業特別融資利子補給費補助」を実施しております。

これらの支援策は他町村と比較しても遜色ないものと認識しておりますが、今後、さらに既存商店の持続的発展を支援するためには、現在制定に向け進めております「中小企業・小規模企業振興条例」に町が行う基本的施策、町の責務などを明示し、条例に基づき設置する基本計画策定委員会などにおいて、行政、商工会、商工業者、関係機関が十分議論し、現在実施している支援策の見直しやあるいはバージョンアップ、新たな支援策に向けた提案などが必要と認識しております。

2点目に「商店街だけではなく、街のにぎわいにもつながる空き家対策や定住促進対策の成果と今後の予測とその対策は人口減少に歯止めをかける策であり、より充実した施策が望まれるがどのように考えられているか」とのお尋ねがございました。

空き家対策につきましては、平成27年度に空き家バンク制度、空き家活用定住対策補助金制度を創設し、空き家バンクを通じた住宅等の売買が13件、その内空き家活用定住対策補助金対象者が10件の実績であり、町外から移住された方が4世帯となっています。

また、人口減少につきましては、平成27年度が57人、平成28年が65人と特に平成28年度は前年と比較した減少率が1.22%とオホーツク管内町村で最も低い状況にもあります。

一方、人口の社会減は、平成27年、平成28年ともに21人の転出超過にあり、転出入の変動は緩和してきています。

いずれにしましても、日本全体が人口減少局面に入ったことから今後も減少傾向は避けられない状況にはありますが、総合的な施策を検討、実施することで人口減少を抑制してまいりたいと考えております。

3点目に「街の活性化、賑わい、地場産品の特産品化やピーアールのために『道の駅』は良い考えであり、場所は歴史館並びにその前駐車場、図書館敷地を活用し、観光資源のないわが町には広さと仕掛けが必要に思います。街の活性化や道の駅（街の駅）について企画推進する推進室を設置するなどの時期ではないか」とのお尋ねがございました。

「道の駅」構想につきましては、9月定例町議会で西森議員の一般質問で貴重なご意見をお伺いしたところであります。

道の駅、街の駅設置には、議員言われる仕掛けが大事であり、明確なビジョンや経営戦略をもって進めるべきではないかと考えております。

議員からいただいた地場産品の特産品化やピーアールに有効なことのほか、設置位置に関して具体的にお示しいただきましたが、貴重なご意見と受け止めさせていただきます。

なお、道の駅、街の駅設置に向けた検討や街の活性化の企画推進には各部署が連携したなかで取り組んでいるところであり、当面は現体制を継続していきたいと考えていますのでご理解願います。

以上、お尋ねがありました3点につきまして、お答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） お答えいただきまして、この質問に関しまして1番目から追っていきますけれども、1番目に関しましては、前回も先ほどお答えいただきました店舗出店等の支援ですとか、空き店舗の利用、それからリフォーム、いろいろな面で支援、また中小企業の特別融資補給補助というかたちで支援をしていると。これはもう前回も確認させていただいております。そして小規模、これから制定されるでしょう小規模企業振興条例等の制定等により支持し、要は既存商店も含め支援をしていくというふうに解釈させていただいております。ですけれども、ちょっと私が気になっておりますのは、まずは利子補給なんですけれども、実際には北見信金さんで審査を受けると。つまり要は通常借りる金融に対してと同じでありまして、そこの審査を通して、要は返済可能かどうかと判断を受けた後にはじめて商工会を経由する形になっているようですけれども、融資審査後、つまり信金が通常と同じように企業を認めた場合に関して利子補給するという体制ですね、農家さんのポイントとかいろいろな話があるのと同じようなものです。ですから今だいぶ弱っている、そのことに対しては前回も町長にいろいろ言われましたけど、弱っておられる商店街の方にとってみると逆に敷居の高い利子補給、融資審査というのは敷居の高いものになっているのが現実ではないかなと私は思っております。

また空き店舗活用等に関しまして、私は前回も商店街区という話で、私の捉えとしては近代化事業を行った区域でのという路線街区といいますか、当町の商店街区というふうに思っております。そういう中でいきますと、実際に現在、今回上がってくるのも入れますと8件になるのかな、7、8件、8件だったと思うんですけども、実際にそういう面で商店街区側に面しているところでの補充等に関しては言っていきますとサロンゆうさん、そして今、建築中であります菅野養蜂所さん、今回出ていますけれども追加補正されました元町の八島印刷所さん跡というふうな捉え方でよろしいかと思っておりますけれども、私が聞きました商店街として考えるんでは、これで十分私もいいと思うんですけど、サロンゆうさんはまたちょっとある意味では商売とかそういうのはちょっと違う意味合いがある。聞いた話なので、これあれですけども、菅野さんならびに富山さんという方は、元々は基本的には住宅確保というのが主の目的であり、それと一緒にその後に経営という形、ただ菅野さんにしても非常にありがたいお話ですし、富山さんもそういう形で活用してくれるというのは町にとっても非常にありがたい話だと思いますけれども、どうもちょっと本来の望んでという形ともちょっと違う部分も含まさるかなというふうに思っているものですから、ちょっと気にはなっております。むしろ本当は完全に空き店舗化しているようなところとか、そういうところを具体的に言っちゃってもあれですけど、私のところもそうでしたけども、それから隣り隣りですとか、また飛んで行って隣り隣り隣りというふうに、そういう困惑しているシャッターになっているところ結構ございます。そういうところが何とかできればなというのが本来一番強く望んでいた部分の補助対策ではなかったかなとい

うふうに思っています。

また後継者の育成資金に関して、それから新規就労者の助成金という形、これくどく何回もお尋ねしました。町長からもご回答いただいております。後継者の育成に対して、じゃ街区内の今、私のこれは私見ですけども、街区内の既存商店で今後、後継者を検討できる店って正直何軒あるのかなど。これはやる気どうのこうのというお話ではなくしてですね、これ先に言うておきます。第3回、前回の定例会で町長のご回答の中に小規模企業振興条例の持続的発展という形のところでお尋ねした経緯ですけども、それに対しても商工業者含めて後継者がいないと。これ以上この道で町を継がせることができないという私の方の問いかけに対しまして、今、経営している方々が借金も含め、自分の息子に、娘にこの店を継げと、継がなきゃならないという決意もこれからは必要ではないかと。いや必要だと思っただけかな、経営とは何か、それは借金を含め資金をどうするかを考えないと立ち行かなくなると。後継者の問題はまず親子で、小型店舗の中で、自分の息子や娘に店を継げと言い切れる状況を切り開くことがこれからは必要に重要だと私は考えておるというふうにご回答をいただいております。これに対して私は、私も本当に正解だと思っております。ですが、実情的に言って、それを望むことが非常に困難な店が在籍している。10年経過すると、おそらくその店の対応が今後いろいろ問題になってくるのではないかなというふうには私は思いますので、そこら辺も含めて再度質問いたしたいと思っております。どのようにお考えでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ただいま何点かにわたって再質問がございました。まず1点目のですね、融資制度の関係でございますけども、これ堤議員おっしゃるとおり北見信用金庫さんが貸主ということで、当然、金融機関でございますので、審査をして融資をするというようなこととなりますので、それに対して町の方から審査内容を変更するとか、審査をしなくてすぐ融資をしていただきたいか、そういうことにはなかなかないというのがありますので、それは信金さんの方の考え方、やり方、そういう部分での対応になるのかなと思っております。それに対してうちは利子補給ということで融資受けた方については利子の部分について助成をしていくというようなことで今までもずっと対応しておりますし、今後もそういうような対応になるのかというふうに考えております。

それから2点目です、空き店舗の関係でございますが、現在、サロンゆうさん、それから菅野さん、それから今度新しく富山さんの方で開店するというのがありますけど、今年度についてはですね、先ほど堤議員の方から住宅確保が目的ではないかというようなご発言がございましたけども、うちの方の要綱というか、空き店舗の活用に対する助成につきましても、あくまでも店舗の部分での話でございますので、例えば菅野さんについては店舗と住宅を併用して今建設をしていると。これについては菅野さんにつきましては常盤の方にお住まいでありますけども、それをまちの方に出てきて店舗も作って、それから住宅も建てて住みながら商売を行いたい、事業を行いたいということ。それから富山さんの部分につきましても、八島さんの跡ということで、これについては八島さん自身が店舗と住宅とくっついたというか併設した部分でずっと営業なされておりましたので、富山さんについては併せてご購入されたのかとは思いますが、うちの方に申請出てくるのはあくまでも店舗の部分での改修をして開業したいというようなことでございますので、堤

議員がおっしゃる住宅が目的なのか、店舗が目的なのかという部分になると、ちょっと私どもでは判断できない部分はございますけども、あくまでもうちの判断としては店舗、新たな出店という部分での審査をして判断をしたということでございます。

それからできれば、3点目になりますけども、完全に閉まっているような店舗を活用した部分が一番望ましいというようなご発言でございますけども、これは堤議員おっしゃるとおりですね、やはり町の部分を見ますと、やはりシャッター街とよく言われますけども、シャッター街が多ければやはり町が廃れているというふうに見られたり、いろいろな方が通ったときに、この町は寂れてきているというふうに見られたりとか、やはり感じられると思いますので、できれば本当に堤議員が言うように、今閉まっているところが開業していただいたり、新たに営業していただいたりという部分が一番いいとは思いますが、これに関してもですね、うちの方から他町村なり、いろいろな事業所さんを誘致するとか、そういう部分というのは町の方としては、なかなか難しいなというふうには考えられると思いますし、やはりそういう希望のある方がいればですね、町としてはいろいろな部分の支援はしていきたいということで今行っておりますので、願わくば堤議員が言うように1店舗でも開業して多くシャッター街がなくなればというふうにご考えているところでございます。

それから後継者の部分、最後の部分でございますけども、後継者への支援ということでうち今行っておりますけども、堤議員が先ほどおっしゃったとおりですね、10年後、後継者として、後継者が継いで営業している部分が何軒あるのかという部分についてもですね、これもちょっと私どもでわからない部分もございますけども、やはり既存の商店街を減らさないとか、既存の商店街を少しでも活性化するという部分に関しましては前回の町長からの答弁の中にもありましたように、やはり家庭の中で後継者が、ご息子がいればですね、そういう部分に、継ぐ、継がないかどうかはわかりませんが、やはりそういうふうなことでお話をしながら、それに向けて今、営業している方についてはですね、自分の息子なりに継がすためにいろいろな努力をしながら、あるときは町の方からも助成が受けながらとか、そういうようなことで少しでも営業を続けていけるというような部分に関して町としてもですね、いくらかなりかは別ですけども、支援はしていかなきゃならないということで後継者の育成ですとか就労の支援ですとか、そういう部分を立ち上げて今行っているということになると思いますのでご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 支援策、前回もそうですけれども、否定しているわけでもございませんし、管内でも本当に優遇されている方に入ると思います。それぐらいの支援を現商店街区等の方々も受けているんじゃないかなというふうに私も思いますし、町としてもやれる範囲がそういうことかなというふうに理解しているつもりです。ですけども、なぜ食い下がるかと言いますと、最後に課長お答えいただきましたけど、後継者等という話でいきますと、前回も町長の先ほど私も定例会の回答に対してちょっと長く後追って話させていただきましたけれども、やはりストレートにいいますと、個店名出せませんので、例えば書籍文房具店ですとか、そういうところ、今正直言って、書籍関係、コンビニですとか、北見の出店、もしくはそういう専門店的なもの、非常に厳しい戦いをされています。今年年内といううわさも出ていますけども、パンやケーキ等の販売店も、これはもう正直もう

10年以上前から完全にパンですとか、そういうもの、コンビニさんの方に町内に置いては流れは変わってきています。購買のですね、消費者購買の方向、それとかまたスイーツの流行りとか、そういうのもありまして北見、もしくはもっと遠方の方に購買を求める消費者が増えてきている。ご存じのように地元のスーパーというよりパパママといった方がいいでしょうか、パパママスーパーという形は当然のように、ご承知のとおり北見の大型スーパーを主力に消費購買移行が、それが非常に問題でないかということではいろいろな取り組みをしているところですけども、やはり北見の大型スーパーにいまだに流れ非常に大きいと。同じように、なぜこう言っているかということ、大体、街区の中でどの店というの想像つくかなと思ってしゃべらせてもらっているんですけども、薬局さんあたりも当然ドラッグストアの方にほぼ流れとしては取られる、取られるというのはあれですけど、それでこちらあたりで非常にひびいているのは街区外に出店、これ駄目だという意味で言っているんでないです。私もいいと思うんですし、当然町民の需要だと思いますけど、ニコット、シティさんの方への非常に流出等が厳しいものがある。果てまでいきますとおしめ類なんか結構な消耗なんですけどもね、紙おしめとか、ああいうのなんかの販売等に対してもやはり独占というわけじゃないですけど、それやはり厳しいものになってくると。同じようにいくと金物屋さん、外れの方になる電気屋さん、当然ご存じのように大型電気店、ニコットやホームセンターもありますけども、これに厳しいのが100円ショップ、やはり当町ではないものですから、非常に流れが動いていると。先ほど印刷関係も、非常に町内からの需要が減ってきている。今回でちょびつとのことかもしれません。山田産業さんが山田葬儀社という形で会葬御礼の印刷ですとか、ああいうものでさえ、そちらの方で専門でやられるようになる。どんどん需要がないと。後継者の話に戻ります。ここの店主の方と何回かお話をさせてもらっていますけども、とてもやはりもう誰かに後を継がせられるほど、この町内で仕事はないよ、という話をされていました。自分はということで、よその会社との関係もあったりして、それでやられるけれども、誰かがといっても非常にこの町内では厳しいんじゃないのという話も含めてやられています。そのときには先ほどの話もありまして、あ、何、売れるの、こういう言い方失礼、本人の個人情報ですから失礼かもしれませんが、売れるのって聞いたときに、いや何か外から帰ってくる人がいるんで、その人の住宅に充てるために買うらしいぞというような話はお聞きしておりました。その後で、え、何、下を直すのかというのは後で聞いたというような話を聞いたもんですから、ちょっとそこら辺が、ああそういう流れなのかなと思ったこと。菅野養蜂所さんにしましても、ちょっとお話したときに、いや実は町に出て暖かい家にするの非常にありがたいと。300万円の補助も今回あれだということは非常にありがたい。ただ私は非常に心配しているのは常盤地区といいますか、限界集落にさらに近づくんでないかと。そういうような心配をご本人はされておられました。そういうのは余談で、それがいい悪いじゃなくて、これはもう時代の流れだと私も思っています。それから町長も前回の話の中で、シティ、ニコットさんの出店等に伴って、町民の方から、町長、肌着や靴下さえも買えるような場所がない、これは何とかしなきゃならん、そういう話もありました。私もこちらの町に戻って30年ほど経過しております。戻ってきてすぐの主力商品何かといったら肌着や靴下だったんです。間違いなく売れます。非常に利益率も高かった。それが近代化事業をやる頃にはもうその部分の売り上げは半分以下に下がりました。確かにお前のやり方

が悪いんじゃないのと言われればそれなのかもしれませんが、同じように流通という形態に乗っていく中で、どうしても大型のとるところと、大型店舗等がとる対応とこれでは非常に違くと、限界があると、その他にいろいろなものもあります。確かに私どものところ、私戻ってから衣料品、訓子府町になかったものですから、衣料品メーカーと取り引きする回数を増やし、訓子府町もそういう需要があるだろうという形で最初はやらせてもらって非常に反応を得たわけですが、それも逆に言うとそういうアパレルメーカーさんとはもうほぼ今は衰退しきっちゃっている状況ですご存じのように。ですからそういうものの仕入れに関するものの流通系統が非常に、ですからユニクロさんであったり、ああいうものとか、しまむらさんとかと違うという形で変わっちゃったんです構造で。して、小さな店舗はもう介入できないんです。地方店舗。それをやるにはもうそういう莫大、大きな資本の方に一緒に参画する以外に方法がないです。私どもって、私だってもう私あれしちやって責任放棄しちやったんで申し訳ないですけども言いますと指定販売店として学校、訓子府高校さんならびに中学校さん、学校制服の指定、それとジャージ販売の話もいただいております。当初、学校、訓子府高校さんのときに実は町外の正確に言いますベニヤさん、販売店に入れろというお話、始めるときにありました。それでは困るということで、それではって地元の高校としてありながらに地元店で、つまり人数が少ないんですよ。そのときで80人学区です。1学年、2組です。ですからそういうので非常にそれで分け合うと制服関係は買い取りなんです。委託でなくて、して事前発注をかけます。そして一つの博打です。して通常利益率として衣料品に関しては、一昔前は掛け率60、つまり4割近く利益を上げなさいという話でした。私が来たころにはもう7割、ですから利益率の3割が望めるところではないか。現状、制服、ジャージに関しては2割です。それでしかも買い取りやそういう形になると、しかも在庫ロスという問題、生徒数の減少等含める、そういうのを含めるとそれでさらに経過することによって1間口に減ったと。

○議長（上原豊茂君） 堤議員、質問の要点を。

○4番（堤三樹磨君） すいません、ですからそういう形で今、まちの中の商店の役割といますか、町民の求める需要という形が消費需要の形が大きく変わってきたと。して、消費者、それでいて制服なんかでも言いましたように消費者自体が非常に激減していると思うんですよ。ですので、そういう点含めて既存商店が残っていけるというものに対して援助してるというけど、その点に対してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ただいま昔のいろいろな部分のお話があった中で、最後にですね、消費需要が変わった、それから消費人口が変わった、これ時代のニーズ、消費者のニーズ、それから昔はやはり農業中心の町でございましたし、町内で消費をしたり、町内で購買をしたりというような方々が多かったと思うんですけども、今、当然、世代が変わって来たり、都会からお嫁さんが来たり、一度町外に出てUターンしてきた若者がいたりというようなことと、それから大変便利なコンビニ、それからストア、ファーストフードショップ、そういうものがどんどんできてきた中で、やはりその時代のニーズが変わってきたということは認めざるを得ない部分なのかなと。そういった中で町内の中の商店の部分でいいますと、やはり自助努力も当然していきながらいかないと、ただ指をくわえているだけでは難しいという部分がございます、それに対して町が、では自助努力を

していただいている商店街、そういうところを減らさない、なくさない、少しでも、当然町内で購買する方おりますので、そういう方々の消費の確保ですとか、そういう部分に対してですね、町としてもいろいろな施策や支援をしていっているという、これからもしていかなきゃいけないという部分になるかと思えます。ということになると思えますのでご理解を賜りたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 回答わかりますし、そのとおりだと思います。私も言いにくいんだと思います。先ほど長々話したことでちょっと議長からもお叱りを受けましたけれども、これもある意味で流通、いろいろなもの含めて既存商店として残っている方々含めて、私こういうこと言ったらお叱りを受けると思えます。ですけども、もう一つの役割として商店としては、ほぼ役割は果たしてきているのが現実でないかなというふうには思っております。自分がそうだったからではございません。でもただそこで昨日の西森議員の質問しました定住促進対策に対して町長のお答えいただきましたけど、当町は管内でも非常に人口減少率が少ない方だと、その成果を上げたのはこども園であり交通環境等の整備、高規格道路等ですね、それからスーパー等の出店等が功を奏しているんでないかと。それでいてその前回のときに質問に対して前回の定例会での私の質問に対して私たちの仕事は消費者の要請にも応えていかなければならない。シティを受け入れ、それと共存していく、それは商工会も含めて望んできたということも含めて、そういうような方向の施策も考えていかなければならんとおっしゃっていました。私自身もそれはもうそのとおりだとは思いますが、でもこれがさらに今、課長お答えいただきました自助努力という部分の芽をさらに摘む、これはやれるものとあれの限界と、一つ終わっていく方とのなれ合いになりますから、これ以上は回答を求めるつもりもありませんけど、そういう一つの認識を持っていかなきゃならないんじゃないかなと私は思っております。ですのでこういう補助をしているけども、今のまま空き店舗に今のままの補助とかそういう体制であれば、よっぽど余力あればあれですけども、消費経済活動自体がこの町において町内の需要が非常に低くなっている中において新規出店ですとか、そういう形は状況が変わらない以外は非常に難しいんじゃないかなと。ですから今の街並みがぼつぼつ空くことを逆に言えばそうなることを考えつつ街のにぎわいを取り戻す方策を町としては今度は考えていく時期にきているのではないかなというのが私がお尋ねしたい点なんです。前段のことですいぶん時間とりましたけれども、そういうことが予測されるのではないか。行政としても認識されてはいないかということをお尋ねした上で、それじゃあそうなることは考えられるにおいて、そのなったことをこれからどうして街の顔、街のにぎわいを創出する中心街区として行政は何かを考えるべき時がきているんじゃないかなということで私はお聞きしたかった。当然行政としては、これで終演を終えたとか、そんなことなんて口が裂けても言えるとは私は思いませんし、ですけども現実はそのに近いものがあるんじゃないかというのでちょっと質問させてもらっております。その点に対していかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 前回の質問の答弁とも重複する点もあろうかと思えますけども、お許しをいただきたいと思えます。私たちは平成5年から13年、15年にかけて商店街近代化事業を堤議員も商工会長、あるいは協同組合の幹部として一緒になって関わってき

た経緯があり、ご存じだと思います。私たちは何としても店舗を改造しながら15年間のこれから過去5年間で未来10年間の店舗のあり方や経営のあり方を近代化事業で高度化資金導入に向けての努力をし、話し合いをして統一的な店舗のイメージやあるいは街路樹を立てながら拡幅をし、関係空間の豊かなものをやはり作っていくんだということのコンセプトでやってきた。そして例えば各店舗、あとでまた出てくるとは思いますけども、商工会の位置をどうするかということも含めて相当こぞってみんなで知恵を出し合ってやってきたというのが一つの経過ではなかったのかと。あのときにハードは行政が支援したとしてもソフトはみんなの力で協同組合事業としてやはりやっぺいこうということが、あのときの掲げた目標だったのではないかと。しかし実態的には非常に商環境って商業環境というのは非常に厳しいものが出てきて、私どもとしても可能な限り個店の皆さんが店舗、あるいは営業することに対する支援を管内から比較しても一層強いものにしていこうということでこの10年間歩んできたつもりでございます。これはそれでもなおかつ今、店舗がやめる、三宅さんの話も出てましたけども、もう体力的な限界、あるいは後継者がいない、こういう理由もさることですし、それからある意味ではおそらくそういう理由というのが圧倒的に多い、それに対して出店等の支援で空き店舗を利用した小売商業のみに関わらず例えば憩いの場や集う場所のことに対してももちろん支援して住民の人が自らやっている。今度は常盤から菅野さんが出てくる。私たちの反省事項として商店街近代化区域というのは道道の沿線だっぺい引き方をしました。東西600m、それから南北140m、そこから外れた仲町の部分はあの近代化事業にも一切の支援を受けていなかったというのが状況でございますから、私たちは街区を商店街という一つのことを定めながらもやはりそこで成し得なかったことに対する支援を木村さんのふとん店が廃業したあとに菅野さんが出て来られる、その店舗部分にお力を少しでもお貸しできればということでありまして、八島印刷さんについては街区でしたから、あそこの印刷所は印刷業務は町内のどなたかが受けているようでありましてけれども、中身の店舗の空いている部分については新しい店を形成するとかですね、そういったことに対して私たちはできるだけのことをやらせていただいているし、これからもこれから前回は答弁しましたように小規模企業振興法に基づく条例化に向けて商店街と一緒にやっていこうと。これがさらにお店がとどまることができるかどうかということ、これから私たちも含めた商店の皆さん方と一緒にやっていこうと作っていくのかということもそうですけども、やはり後継者がいない、体力的な限界、そういったところで閉店せざるを得ないという状況というのは目に見えている。これに新たに新規参入的なことを店の経営者の方も含めて一緒に考えていく、今、農業がそういう状況きてますから、そんなことも含めて考えていかなきゃならないんじゃないかなと思います。滝上が新たな農協店舗を改築して、そして店舗をオープン、町がかなりの分の出資をしてやりました。小清水がセイコーマートがコンビニの店をそこにもってきました。私たちは近代化事業の後にセイコーマートやローソンが日出に、そしてセブンイレブンが仲町に出てまいりました。しかし町の中心街が空洞化することによって行政の施策として、そういう集約的な店舗を形成していかなきゃならない状況にまで今、滝上やそういうところはやはりある意味では追い込まれているというのは実態ではないかと。だから、あらゆる角度から検討した上で私たちは万全の策を期しながらも、その厳しい状況に向き合っていきたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思

います。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 前回の質問等で今のような街区外含めて、まちづくりとして全体として考える考え方もあるということもお答えいただきましたので、私としてはその点が引き出せなかったことで今回も引き続いて考えになります。

2番目に入ります。

空き家バンク等含める定住対策促進の中での話なんですけども、先日12月5日のときに道新の方に出ていました。国交省の方から出ております。国交省は地方都市の中心市街地にある空き地や空き家を減らすため、買い手を見つけるのが非常に難しい物件の取り引きを市町村が介入する制度を来年度にも新設予定、新制度はコンパクトシティ政策の一貫で仲介対象は市町村が作成したコンパクトシティ構想、立地適正化計画で住宅などの集約先として指定した区域、物件や取引見込みが低い物件等を主な対象とし見通している。当然私どもの方は町ですので都市計ですとか、そういうものは当然引いておりませんし、非常にこれとはちょっとまだ規模が違うのかなというふうには思いますけど、考え方のコンセプトはある意味では国もこうやって乗り出している、同じようなものじゃないかなと思いますけども、これを含めて私どもの町でとられています定住促進対策、空き家の活用とか、私は前回立ち上げ当初のときにもこれだけじゃなくて空き地になっているところとか、そういう活用も考えるべきじゃないの、いやとりあえず、これはこれでスタートするという考えで空き家として捉えるということで活用ということで捉えているという課長からご回答いただいていたけれども、もうこういう国交省もこういう話をしてくると。そういうものに対して、さらに今度広げていくというか、うちの町としても利用、難しいような土地に対してもまちづくりのために、今、町長が言っていたように街区外も含めて町のにぎわいとして考えるという部分も検討していきたいということも含めて、そこら辺に対してのお考えはどうかというふうにお聞きしたいんですけれども。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま堤議員から新聞報道の部分でご質問いただきました。国交省自体の新聞報道の部分と実際の部分というのはちょっとずれがあるかなというふうには捉えております。国交省で言っている部分については、まだこれ法案的には通常国会に提出の法案ですので今後変わるだろうというところはありますけども、ざっくり言うと所有者不明土地を半公共的なものも含めて利用するという利用権の設定を収用法等と絡めてしたいということで、手続き上は都道府県の審査のみでやるというような内容ということでございますので、そういった意味では現在、道路、河川等の公共事業については収用をして土地を町有地とか公有地にして道路なり河川なりにするという部分の制度はございますけども、そういった部分を少し拡大するというような状況かと思えます。一方では議員言われていた部分のコンパクトシティというかですね、国の都市計画の概念も変わってきている。昭和40年代ですかね、都市計画法でできたときからと、現在の人口減少と少子高齢化の中で地方の中小都市をどうしていくんだというところの視点になってきているというのは議員言われるとおりの実態でございます。そういった意味では本町がおかれている状況と同じじゃないかというところがございますけども、今、商店街区に限っていろいろ議員からご質問いただいておりますけども、そういった意味では非常に総合的

に検討しなきゃならない部分であって、単に建物をどうするとか住居をどうするかというものにとどまらず、非常に福祉も交通も含めた中のもっともっとたくさんあるんですけども、含めた中の検討が必要かと思しますので、そういった意味では国の動向もですね、捉えながら検討をしていかなければならないかなというふうに思っています。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） その中でちょっとずれがあるんじゃないかということでお話ですけども、今おっしゃられたコンパクトシティという考え方、これ自体がおそらく北原啓二さんの弘前大学教授ですか、の考え方だと思うんです出ているのは。新聞に出ていた内容も。ところがやはり行政としては中心商店街の今活性化を図るというのもうちの町もやっているように、活性化を図るために支援をしながら郊外店舗の立地、土地利用を拡大するという膨らんでいくという、でも中は大事にするというジレンマを起こしている状況でないかと。そこら辺の問題を解決していかないと非常に難しい。先ほど町長からもお話ありましたように近代化事業をやっていました。でもあれを街区絞ったと。じゃでも取り残されたところもあったよと。したら街区というにぎわいの捉え方がある意味では検討する要素もあるんだなというふうに私は解釈させてもらいましたし、私も当然そういう方向で考えなきゃならない。だとしたら、そういうものの動きのために基軸になるものが今度は必要じゃないかなと思うので3番目に出しました道の駅、街の駅構想という考え方を私はもう一度それを具体化するという形を、こういう言い方したら失礼ですけども、首長の指針としてお持ちいただくとか、それに対するこれからの考え方としてないかなという確認をしていきたい。つまり首長、町長自体もあと1年ちょっとの任期でこの先に対してまた託すときに私どもが託せる、その中にこういう要素が入っているのかなということは非常に、なってからではちょっとあれなものですから、そういう聞き方は失礼なんですけど、お答えいただけないかもしれませんが、そういう視点でちょっとお聞きしたい。道の駅というのは、ちょっと外れてるかもしれませんが、西森議員が前回聞いていたほかに、やはり具体的に先ほど言われていました町の中の商店とかそういうものが段々疲弊するけど町の賑いは作っていかなきゃならん。そうするときが一番特効薬になるものは今あそこ死にゾーンと言いませんけど、それから歴史館、その前の駐車場等含めて、図書館のあります老朽化しております。でもあそこも元あった新聞店さん等もう潰しましたし、いろいろな用地も広がってきている空き、そういう中である意味で活性化、集約するのに、例えば歴史館はそのまま残す、でも資料等は上に上げちゃう、下を別のものに活用する。例えばそこに物販コーナーであったり、そういうものを併設し、新しく作ることになりまんですけども、やはり食は大事です。それから休憩所も大事です。トイレのきれいなのも大事、そういうものを作るスペース、それによって人を呼び込める、また図書館がもしあの場所から新設動かないとすれば、ちょっと寄ってもらって前の方にスペースを非常に駐車場スペースを大きくとりながら、図書館としても、図書館だけでなく、最近多い、蔦屋が介入してとかっていうのありましたよね確か、ですから町としては逆に言ったらサロンのなものも作れるような併設する。つまり町の活性化、賑いになるようなもののモデル的になるものをあそこを、それだけのことをやれるのは行政しかいないと私も思います。ですからそういうような考え方で入っていくような気持ちはない、すぐにはできんと思いませんし、ただそういう基本にまちづくりという視点から先ほど言った定住促進対策もそうで

す。今、実際にやられています民間型提案の賃貸住宅の建設等もやられています。こういう施策もさらに増やしていただく、それがさっき言った空き家バンクなども含めてこれから未利用地になっているものの解決策にもまだまだ増やしていくということにつながるんじゃないかと思って、そういうものを含めて、そういうようなまちづくり構想をつくる準備をするような担当部署はもうこれからそれぞれがそれぞれの担当課があって目一杯背負っている課にさらについて言うんじゃないかと、それぐらい考えるような時期にもう来ているんじゃないかなと思っただけの質問なんですけどもいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 道の駅構想等については、前回の西森議員からもご質問があって、時期はまだ熟していないけれども、かなり前へ来ているという点では将来的な可能性も含めて今後検討していかねばならないというお話をさせていただきました。その柱の中にはやはり母体となるものがないと、行政が音頭をとって行政がこいこいやろうやろうということで本当にそれがなし得るのかどうかという私自身のもう一步踏み出せないものがあります。ただここ数年といいましょうか、例えばこういうのがですね、野菜雑貨フェスなんていう農家の人たちが中心になって、若いお母さんたちが野菜の販売から加工、そしてまた小物の販売、作製等も含めた、すごいやはり動きをこれで2年間続けてやっておられる。それから最近でいうとホラネロっていう、これ遠軽の夫婦の演奏家ですけれども、これも農家の女性たちが小麦を中心とした芸術文化やあるいは音楽を農家の方々を中心になって楽しもうという動きが出てきています。こういった動きがですね、やがて製品化や商品化、動きとして、組織体としてできてきたときに私は道の駅という母体というのはなし得るところではないのかというふうに思っています。ですからその点でいうと、もう一步、もう二歩ぐらいでしょうかしなきゃ、ですからここ来年度の政策予算の中にそれを入れるかといったら、今の時点では入れられないというのが本当のところなんです。最近、商店街の方でメロンスタンプ会も含めて、こういうチラシが入ってきて、それぞれの個店がかなり努力されている。こういったことと農業と商工業を含めた連帯というのはわれわれが追い求めたことですから、これらも含めてやはりやっていく必要があるのではないのかなというふうに思います。推進室を積極的作った方がいいんじゃないかと。私の記憶では街並み推進室というのは条例かな、で作って、私が室長になったことがございます。これはもうご存じだと思いますけども、あのときの街並み推進室を作ったという、行政としてそのカードをきったというのは商工会やそれらの組織が何としても商店街近代化事業を成し遂げようという、こういうかなりの力でみんなでやっという行政も一つの目標を掲げてやってやったのではないのかって、そういう気運を私はこの限られた年数の中でどうやってやはり作っていくかということをおもひで考えていく。それはある意味では中小企業振興法に基づく条例化の中でも商店街関係者ときっちり話をしていかなきゃならない状況でないのかなと思っただけですので、その点では議員の質問に対する率直にやりますとは言いきれない部分もありますので、ちょっとご理解をいただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

あと4分です。

○4番（堤三樹磨君） これに関しては先ほどスタートは確かに商店街という話、で、私の口からも一つの役割は全部がという意味ではないです。そういうところもあるんじゃない

いかと。そういう町になる。町長の方からも街区というとらわれでなくて町の賑いとしては、こうやってこれからも検討していかなきゃならんものがあるという回答をいただきました。その一環として先ほど賑いという話の中で道の駅、先ほど野菜のお話もありました。でも実際に何かというと、そういうの実際に販売するところがない、夢ミールさんとかも実際ございます。私は地場産品で農産物売っているのはこれできれば高齢者、退職、65歳以上になられたような農家の方が息子の代に移ったそのちょっと借りて作って、それは農協の制約なんか受けられないような状況で、そういうものを産品として出して販売にこぎつけると。もしくはよその町でもやっています。物産、特産みたいにして道の駅に売っています。でもまったく関係ないところ、最近も出てましたけども、黒松内できのこと書いていながら、私もそこで買ってきたら、おお、そのなんだな、有名だからと思って買ってきました。裏見たら上川です。そういうような販売で十分いいと思うんです。それから先ほど言っていました、いろいろなものを発表する場所がない。私は歴史館の上、歴史館資材を移して下を物産なんかをと言ったら、私はそれに反対しますと言われた職員の方、正直おりました。いやといったときには、そういうものではないということでおっしゃっていた。でも何やる、いやギャラリーほしいですよって、武蔵美の今、出展しています。そういうものであったり、いろいろなものをお披露目する。もしかは今コンサートなんかをやる。まちの観光案内所がないというのは当然そういうものもそういう中に設けながら常にフル活用できるようなもので、その一つの目玉となるようなものをやはりそういうのを持ちながら道の駅が求められるもの、つまり食堂であったり、そういうもの、そこで休めるもの、そういう目玉を作りながら、願わくばもう1回蒸し返したあれなんですけど、レクリエーション公園へ持っていったらいいんですけどね、ああいうような空間ですとか、ああいうものも、ですからそういうような町の中に本当にこれから中心商店街と今言っていたものが今度変わる時代が来ていると思う。まちの賑いの起点としてまちづくりのためにも考えていきたい。いろいろな状況あって難しいというお言葉いただきましたけども。やはりこれから・・・

○議長（上原豊茂君） あと1分です。

○4番（堤三樹磨君） はい。町長の進められるに当たってはもう一度そういうお考えがあるのかどうかということだけ再確認だけさせていただきたいと思うんですが。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 時間ないですから、街並みのときもそういう話があって今の噴水のあるところに商工会をもってきて、道の駅的なものをやらないかとかという提案を逆に私どもからした経緯があります。経過の中では商工会はそのままにいますとか、いろいろな議論の中で今の駅の方に行ったという経過もございますし、それから夢ミールもやっている。それから農協でももぎたて市もやっているという状況というのは増えてきているということは事実です。また開発建設部長ともちょっと話したら、道の駅やるんだったら栄町のあのトイレの辺りの空間がいいですねという話が、しかしそれは直接的にまちの賑いにつながるのかどうかという点では、まだまだ課題も多い。その点でいくともう1回、全体的な中であるべき論を賑いとそれから誰が主体なのか、そして位置の部分も含めて考えていかなきゃならないんじゃないかなと思いますので、私は今この場所でやりますということと言えないということは、ある意味ではかなりいろいろな状況を見極めながら選択して

いかなきゃならないことじゃないかなと考えておりますのでご理解をいただきたいと思
います。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○4番（堤三樹磨君） 正直これから、これは長いスパンで考えていかないとならない問
題です。首長のお考えとしても、私そういうのがあるんであればというふうな思いもあ
りますので、そういうお答えいただけただけで今回は満足しましたので、これをもちまして
質問を終了させていただきたいと思ます。

ありがとうございました。

○議長（上原豊茂君） 4番、堤三樹磨君の質問が終わりました。ここで午前10時45
分まで休憩といたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、10番、山田日出夫君の発言を許します。

山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 10番、山田です。質問通告書に従いまして質問をさせてい
ただきたいと思ます。

町長と教育長にお伺いいたします。スポーツセンター事業費に係る町民説明について。

当初から町民の関心が高く賛否が分かれた本事業でしたが、このほど固まりました事業
費は当初の推計額から大きく増額しました。

大型公共事業は、多くの町民の皆さんのご理解と完成後の利用促進がポイントだと考
えております。

町民の皆さんへのわかりやすい説明が必要な状況だと思ますので、今後の対応につ
いて伺います。

一つ、当初推計事業費から増額した理由と内容について伺います。

二つ、増額分から削減努力をした内容と金額を伺います。

三つ、これら事業費および構造・機能面の状況をあらためて町民の皆さんに説明し理
解を得るための、今後の対応について伺います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「スポーツセンター事業費に係る町民説明について」
3点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

1点目の「当初推計事業費から増額した理由と内容について」のお尋ねですが、今回の
答弁では、事業費の8割以上を占めるスポーツセンター本体建設工事を中心に説明をさせ
ていただきます。

大前提といたしまして、昨年秋から今年にかけて実施した住民に対する説明会でお示し
しました全体事業費15億2,320万円、うち概算工事費12億3,660万円につ
いては、3案示した中で最も支持を得た図面の床面積2,875.9㎡に、本町の建設規模に
近い道内自治体で計画されましたスポーツセンターの平成27年1月現在の平方メートル

当たり設計単価、43万円を乗じた推計値であることをご理解願います。

その際も、今後のさまざまな情勢の変化で変動する可能性を説明いたしましたが、実際、この2年間で北海道における労務単価が10%以上上昇しており、また、オリンピック需要もあり資材単価も総じて上昇しております。

建築着工統計によりますと、「鉄骨造建築物」の全国平均単価は、この2年で16.2%の上昇となっており、ご質問の「増額した理由」の主たるものがこれら外的要因によるものであります。

また、利用者団体などからの強い改善要望を受け、階段の位置を正面に変更したため、床面積が60㎡ほど増えたことも事業費増の要因の一つとなっております。

2点目の「増額分から削減努力をした内容と金額」についてのお尋ねでございます。

まず、実施設計に当たって、積算と並行して事業費を抑える事前調整を行っており、ストレッチルームに可動式扉設置要望がありましたが、2千万円を超える費用がかかることから、開閉可能なカーテン張りとすることやアリーナの暖房方式も機能性とイニシャルコストを考慮して温風式とし、アリーナ周りの収納部をコンクリート仕上げとして内装材を簡略化するなど、度重なる協議を行ってまいりました。

また、事業費を大きく左右する鉄骨量を最小限とする認識の下、第1段階として13億9,853万2千円という積算結果が報告され、議員各位にもお示したところでした。

その後の調整で、鉄骨量の更なる軽減化で約1,400万円の減、躯体の軽量化に伴い基礎工事に杭を使用しない工法を用いることで約1,200万円の減、2階部分窓面積を最小限に抑えたことで約3千万円の減、その他左官工事の見直しなどにより合計で、約7千万円の削減となっております。

当初説明の額を本体建設工事では、9千万円ほど上回っておりますが、労務単価の大幅な上昇や各種資材の高騰など事業費増の大きな外的要因がある中、最終的に13億2,815万3千円まで圧縮することができ、全体事業費では、当初の説明を約7千万円上回る15億9,226万円という結果となりましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

3点目の「事業費および構造・機能面の状況を町民に説明し理解を得るための今後の対応について」のお尋ねでございます。

スポーツセンターの実施設計が概ね完了したことから、事業費、施設の構造や機能、スケジュールなどについて、広報紙や町のホームページに掲載するとともに、利用者や関係団体などにお知らせするなど、町民の皆さまに広く周知を図り、スポーツセンターがより多くの町民に利用される施設となるよう努めてまいりたいと考えておりますのでご理解を願います。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 今、ご答弁あった内容については、議員に対しては全員協議会という場で2度にわたり経過も含めて説明されて、私たちは一定の理解をしたというか、説明の内容は完全に理解をしました。今、私が質問している今回の趣旨はですね、議員と行政はわかっているんですね、今日の時点で、して傍聴にみえた皆さんも含めて、町民の

大方の方は冒頭車座トーク等で行政の皆さんが各地を説明に回った、約800人に説明されたと聞いておりますけども、その段階からなかなか理解は広まっていなんだなど。これは金額のこともありますけども、当初3案でスタートした計画もいろいろな理由から変わった部分もありますのでね機能面も、面積も含めて、そういう部分をぜひ説明をしていただきたい。この質問の後、議会の広報にも載りますしね、私が出している私的に出している新聞にも載ります。いろいろな町民の目に届く機会を増やすという狙いからあえて質問をさせてもらっているんです。町民の皆さんに情報が届き、みなさんが理解をしていただいてスポーツセンターが立ち上がり、そしてせっかくつくった施設をみんなで利用していくということにつながっていくんでないかなと。だから説明が非常に大事だと思って質問をしてるし、これからのこともやっていただきたいなど。それで今、努力されて削減したのも含めて、町民の皆さんがお知りになっていないこと、まだ湯気の立っているほやほやの情報をですね伝えてほしいということ、そうすると答弁だと広報とホームページということですけども、どうでしょう、始めるときには回って説明しました積極的に、それと同じぐらいの熱意をもってですね、真摯に町民の皆さんに向き合って説明をしていただくことが最低限必要なんでないでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいまスポーツセンターの事業費がおおむね固まった中でのお話で今後議員おっしゃるように、この経過を含めた中で機能面、そういうことも含めた中で町民にお示しすることが行政としての役割でないかというお話だと思います。私自身もそう思っていますし、度重なる答弁の重複になるかもしれませんが、その辺のどこを最初に答弁したような状況含めて、特に多くの町民にお知らせするには、やはり広報なりホームページの中でお知らせしながら、その中で答えたように、機会を捉えながらいろいろな方にそういう方法としてですね、お知らせしていきたいと思っておりますし、年明けに実践会、町内会長会議もありますので、その中でも住民の代表であるその方にお知らせしながら、ちょっと地域的に回ってまでやるかどうかについてはですね、その辺のところは私たちの中でその辺を踏まえながら調査研究をしてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 広報くんねっぷに詳しい説明を載せるというのは、これはもう行政として当然ですね。公的な広報媒体ですから、これはもう当然のことです。そういう点ではわかりやすく、要点がわかりやすく載せていただきたいなど要望をしておきたいと思っておりますけども、先ほどもちょっと触れましたけどね、行政というのは何かやる時はすごく熱を入れます。私もその末席を濁していましたんで、よくわかりますし、必要性は感じてはいますけども、でも事が大体決まって進んでいくと、割とこう何ていうのか、十分な対応がとれているかどうか反省も含めてするわけですけども、どうなんでしょうかね、最初にややちょっと強制的な感じもした車座トークですか、私、会長でしたから、会長ではなかったですけど、その立場として参加していましたけども、各地域の会長さんに聞いてくれとって説明をして、スポーツセンターの建設計画を熱心に説明をされていたと思います。そして数字が何度か変遷して固まったと。して内容も要望を受けて決めたはずのことがやっぱりわれわれからの働きかけもあったんでしょうか、節減の努力をしていただ

いて、今度、節減の努力は評価しますけどね、あの短い期間によくやったなと思って、私は評価している一人ですけども、変わっているんですよ、要するに説明の時点と、それを紙だけというのはいかがかなと私は非常に思います。やはり最後のしめ、しかも今議会には13億何がしの債務負担行為でもうほぼ予算が計上されているわけですよ。私たちは手を挙げるか手を挙げないかは決断せまられております。私は手を挙げますけどね、挙げますけども、挙げる以上はですね、ぜひとも行政の方も最後の説明ということで予算を付ける以上は最後の説明の機会ということで町民の皆さんに回ってですね、町長なり教育長の生の言葉で町民皆さん、何人くるかわかりません、わかりませんが、そういう熱意をもって直接説明する機会を設けていただきたいなど。大体2回ですよ、公民館と日ノ出ふれあいセンターと、2回、しかも2時間ですよ、掛ける2だから4時間、お忙しいとは思いますが、それぐらいは対応されたいんでないでしょうかね、そういうことをしない中で今議会で13億何がしの債務負担行為、これからの予算額に私どもは表決に向き合うわけですよ、私個人としては機会を捉えて出会った人には聞かれたら説明をしたりすることはしますけども、やはり行政として統一したそういう説明の最後のきちんとした説明を機会を設けていただきたいと思うのは無理なんではないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 生の声として届けることの必要性は確かに私自身も感じておりますし、先ほど言ったのは、やはりいろいろな状況の中で、基本設計の段階の中で地域を回ってですね、やることはちょっと非常に状況としては今難しい状況もあるから、そういうふうにやるのが一番よろしいかと思っておりますけど、今言われた議員のご意見を踏まえてですね、そのようなかたちを検討してまいりたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） ぜひですね、その方がね、やっていただくことの方が、行政にも私どももそうですけども、一番町民のためだと思うんですよ、町民の皆さんのため、そしてそこでまず落ち着くわけですよ。やはり行政がきちんと真摯に私たちに説明してくれたと。いろいろ意見はばらばらあってもね、行政がきちんと最後まで最後の説明をしてくれたというステップはこれは非常に何ものにも代えがたい大事なステップだと思うし、ぜひそういうご認識のもと、2日間ですからね、2時間ですからね、4時間ですから、ぜひ真摯な対応をしてもらいたいと思います。一つ目の問題はこれで終わります。

二つ目の質問に入りたいと思います。教育長にお伺いします。

児童・生徒の学力および体験学習面の向上について。

義務教育の大基本は、児童・生徒の「学力の向上」と豊かで強く優しい心を育む「体験学習の質・量の向上」だと信じて疑いません。これらの向上を願っていくつかの観点から伺いたいと思います。

一つ、これらの向上を目指して現場で行っている主な取り組みと効果について簡単にお伺いしたいと思います。

二つ目、全国学力・学習状況調査の結果から見える主な課題と今後の主な取り組みについて伺います。

三つ、スクールサポーター事業の主な取り組みと今後の課題について伺います。

四つ、コミュニティ・スクールの導入が計画されていますが、学習面と体験面の向上に

資するか伺います。

五つ目、規模の異なる小学校2校の現状は、教職員と児童の努力を超えて、学習面と体験面の違いを生んでいないか、教育の平等性、機会均等を児童・生徒に保障する観点から現状の認識を伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「児童・生徒の学力および体験学習面の向上について」5点のお尋ねがございましたので、お答えさせていただきます。

学校の教育活動を進めるにあたっては、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育み、生きる力を身に付けることをめざすことが重要であり、そのためには基礎学力の定着や多様な体験学習の充実を図ることが求められています。

そのようなことを踏まえ、1点目の児童・生徒の「学力の向上」や「体験学習の質・量の向上」をめざして行なっている主な取り組みと成果についてのお尋ねがございました。

学校における主な取り組みについては、学力向上プランを作成し、日々の学習の充実を図るとともに、理解力不足の児童生徒に対する補習学習や宿題等により、基礎、基本の定着を図っているところです。

また、単独の臨時講師の配置によるきめ細かな学習指導や「家庭学習の手引き」を各家庭に配布し、家庭学習の定着を図る取り組みを進めているところです。

体験学習については、学校間での連携や総合的な学習の時間を活用した中での課外活動、町内の団体や個人の方に支援をいただいている稲作体験、養蜂授業などが展開されているほか、企業の支援による、コーンレンジャーの取り組みなど、ふるさと訓子府を知るさまざまな体験学習は、自ら学び、考える力を身に付けることにつながるものと考えているところでございます。

次に、2点目の「全国学力・学習状況調査の結果から見える主な課題と今後の主な取り組みについて」のお尋ねがございました。

本町の調査結果につきましては、これまでの学校や家庭における取り組みなどから、児童生徒の学習に取り組む意欲向上と基礎学力の定着が確実に図られている状況にあります。

しかし、学習面の主な課題としては、読解力の弱さが見られることが挙げられ、児童生徒の読書活動の推進に向け、学校図書の実践に取り組んでいるところであります。また、学習・生活習慣については「学校に行くのは楽しい」、「読書が好き」などと回答する子どもが多い一方で「テレビ・ゲーム」の時間が長い子どもの割合が高いなど、生活習慣での課題もあり、家庭での基本的な生活習慣や家庭学習の定着に向け、学校と連携した啓発活動を実施しているところです。

次に3点目の「スクールサポーター事業の主な取り組みと今後の課題について」のお尋ねがございました。

地域学校協働本部事業、いわゆるスクールサポーター事業については、学校が必要とする活動について、地域の方々をボランティアとして派遣する学校の応援団として、本町では平成21年度にスタートいたしました。

この事業の主な取り組みとしては、陶芸教室や絵手紙教室などの各種学習支援やスキー学習補助、さむさむまつりでの雪像づくりなどの体験活動支援、環境整備支援など、こども園から訓子府高校まで、学校の幅広い活動を支援しているところです。

スクールサポーター事業は、開始から9年目を迎え、学校と地域に定着し、成果を上げているところですが、活動内容が固定化の傾向にあることや、スクールサポーターの高齢化と新規登録者の発掘が課題となっております。

これからも、スクールサポーター事業の充実を図りながら、学校のさまざまな活動を支援してまいりたいと考えております。

次に、4点目の「コミュニティ・スクールの導入が計画されているが、学力面と体験面の向上に資するか」についてのお尋ねがございました。

コミュニティ・スクール導入の目的としては、学校の応援団として位置づけ、学校のめざす子どもたちの姿を地域と共有しながら、地域との連携・協働を強め、学校支援への仕組みづくりを構築することを目的のひとつとしているところです。

先進地の事例では、この制度を導入することにより、学習面では地域での人材を活用した放課後学習や家庭学習の充実が図られ、体験面では地域資源や企業・職能団体など多くの方々と関わることで、地域活動への参加や多様な体験活動によって、子どもたちの学びの充実などの効果を期待しているところです。

次に、5点目の「規模の異なる小学校2校の現状は、教職員と児童の努力を超えて、学習面と体験面での違いを生んでいないか」とのお尋ねがございました。

訓子府小学校は、1学年1～2クラスの中規模校として、221名の児童が、21名の教職員と保護者・地域に見守られ、学習面や人格形成の面で成長を遂げています。

居武士小学校は、歴史性や地域性をあわせ持った特徴ある複式学級の小規模校として、児童が18名の少人数ですが、8名の教職員の下できめ細かな指導、そして地域の方々との関わりの中、人間的にたくましく成長を遂げています。

訓子府小学校と居武士小学校では、児童数や教職員数により、授業形態や行事などの特別活動において、その違いが生まれているのが現状です。

居武士小学校のような小規模校では、一般的に「集団活動などの機会が不足がちになる」などのデメリットの指摘がありますが、一方ではメリットとして「一人一人に応じた指導の充実が図られる」、「個々の能力や個性を生かすことができる」などの教育的効果があります。

このような状況の中、町としての取り組みとしては、両校の交流学习に力を入れており、集団活動やコミュニケーション能力に対する大きな効果が現れております。

また、臨時講師を配置して、きめ細かな授業の実現に寄与するとともに、地域の豊かな環境を生かした体験活動を進めるなど、特色ある教育活動が展開されています。

現状は異なりますが、今後ともそれぞれの教育環境の中で、個性や特徴を生かしながら、児童の健やかな成長に向け、様々な取り組みにより、より良い教育環境づくりを進めていく考えでありますので、ご理解願います。

以上、お尋ねのありました5点についてお答えさせていただきましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 5項目と多い項目に対してご回答いただきまして、ありがとうございました。それでは再質問していきたいと思っております。

一つ目の学校における学力と体験学習の向上については、いろいろな取り組みをされて

いることは私も立場上知っているつもりではありますが、1点聞きたいのは学年担当や全校の教職員間で校長を筆頭にですね、この両方の向上のための検証というんですかね、科学的というまではちょっと言いたくはないんですけども、検証、見直しですね、分析をして見直しをして次に備えるというサイクルが定期的にも含めて機能しているか、ちょっと細かい話ですけども伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、学力と体験面について、学校における課題の整理やそれを実践にどう結び付けているかというお話だと思いますけど、特に学力についてはお話したようにそれぞれの課題を把握しながら、それをどう学校全体で子どもたちに基礎的な学習をつなげていくか、それは家庭も含めた中での検証をしていると。ただ一方体験面でいえば、なかなかそこをですね、どう、例えば体験面でいえば学校だけでは捉えきれないものが子どもたちのいろいろな方と接することや、特に訓子府のふるさとを知るという意味でのそういう体験を含めた中で学校全体でそのことをどう子どもたちの思考力やそのものをつなげていくかということは学校全体での経営方針でもある中で、それは学校全体で捉えながら、その年度の重点的なことを含めて検証しているということでございます。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 確かに学校だけにね、求めてはいけないと、これは思います。もちろん家庭と地域と学校ということでありましょうし、後で質問しております、そういったことからコミュニティ・スクールなんていう話もなっているのかなという気はしますけども、ただいづれにしても子どもたちが過ごす時間というのは非常に学校での時間も多し、お友達というか異学年も含めてお友達とのふれあい、そして大先輩である指導者である先生方のふれあいって非常に濃密な時間を過ごしているわけですよ、子どもたちにとっては。むしろ家庭に帰ったら解放、解放しているいろいろな字ありますけども、いろいろな感じの意義熟語の言葉がありますけども解放されちゃう。そういう意味では学校は非常に大事だなと思っておりまして、先生方も一生懸命、ケースが違う子どもたちを相手にして日々奮闘されていると思います。ご苦労さまなことでありますけども、やはりそれだけ学校というのは大事だし、絶対的な存在なんですね、子どもたちにとって。この絶対的な存在ということをもっと私はいつも認識しなきゃならないと思って、まずおります。それで、日々の努力はされていると。それを試す一つの手法として全国学力学習状況調査があるんです。試す一つの手段として。目的じゃありません。学習状況についてはちょっと置いといて、習慣的なことはちょっと今日は置いといてですね、多分その結果から見える課題というのは、大きな課題いろいろあると思うんですよ、一部触れていただきました。この結果というのは北海道全体では公表しないということで、うちの教育委員会も訓子府町の子どもの成績の結果は公表していません。これは私が担当しているときからそうしていますけども、それは過度な反応を避けるため、純粋に教育のことを考えるために、このようにされていることは僕は当面正解だと思いますんで、これは続けていただきたいと思いますが、なかなか目に見えてこない課題については、北海道の課題と訓子府町の子どもの学力調査から見える、特に国語と算数、数学のですね、ほんの特徴的な部分でいいですから、共通しているのかね、道のことがそのまま訓子府町に反映しているのか、ちょっと簡単をお願いします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 全国学力状況調査の中で全国学力調査もいろいろな変遷をしながら今に至っているということは議員ご存じのように、実は平成26年度から文科省の方で地教委の判断のもとで公表ができるようになったということがまず一つ変遷の中であって、その中で私たち地教委の中では、それと含めて北海道版って、道教委が出している北海道版ってございますけど、その中で北海道版の数値の公表はしておりませんが、レーダーチャートという領域別の例えば国語では読む力とか書く力とか、算数でいえば基礎的とか、そういうわかりやすいレーダーチャートを使った比較のものは私どもの教育委員会、町としては、去年からですか、北海道版には掲載しているというところをまずご理解いただきたいというところがございます。その中で、総じて全国や全道と本町における子どもたちの、やはり学習面の大きな課題は共通しているところがございまして、特にやはり読む力による、全国学テの中でもA問題とB問題ってございまして、ご存じだと思いますけど、A問題は基礎的な問題で、B問題というのが応用力ということで、特に応用力でいえば活用のとか、要は読んでそのことを答えるというようなこととございますので、そういった意味では、私たちの子どもたちは、それは国語も算数も含めて読む力がやはりちょっと弱いのかなという傾向にあることを含めて、回答でお答えしたように、そのことを踏まえながら町教委としても、やはりそこは課題解決していかなきゃならないということで読書活動なり学校図書の実を今図っているというのが今の状況でございます。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 基礎学力と応用学力とおおざっぱに二つに分かれてあると。して、全国学力調査もそのような問題の形式になっていると。して、基礎の方ではまあまあ、計算したりすることはできると、うちの子どもも北海道の子どもも、だけでも文章を読んで理解をして解く力はやや弱いということだと思います。して、その対応は一定程度やっている。読書なんかもやっている。けどもね、読解力ない人間がね、読書してもなかなか伸びないんじゃないかと私は思います。どのように読み込むかという具体的な、細かい話ですけども、ことを先生から子どもさんに伝わらないと、それを応用して読み込むわけですから、ぜひそのようなですね、さっき僕科学的って言いましたけども、そんな大それたことではなくて、読解力が弱いとしたら、例題の本を使って読むと、そして子どもたちの声を聞いて先生の方から、いや実はこれはこうこうこういうんだよ、その理由はこういふんだよっていう、こういうことなんだよっていうような、釈迦に説法ですけども、私が教育長に言ったり、校長先生や先生に言うことは釈迦に説法ですけども、子どもはそのレベルだということをお願いしたい。だからぜひともこの子どもたちの目線というかレベルに下げた指導を引き続きお願いをしたい。これは今日どうこうということではありませんので、釈迦に説法も参考にさせていただいてですね、今後対応を進めていただきたい。読解力なら読解力ひとつ今ざらっと言ったようなことに力を入れるだけでもおそらく子どもたちの力についてはいくんでないかなと。されているといえればそれまでですけど、なお一層お力添えをいただきたいなど、孫の顔を思い浮かべながら思う次第です。よろしくお願ひします。

それでは、三つ目の体験学習面についてちょっとお聞きしたいと思います。

その中でスクールサポーターについてお尋ねしてご回答もいただきましたけども、聞く

前から教育長は課題を答弁されてて、マンネリ化という言葉は避けながらも活動内容の固定化と、これはメンバーも含めてだと思えます。固定化があつて若干足踏みしているかなという印象のような答弁をされました。私もそのような印象をもっていて、この事業というのは、私のときに始めたわけですが、町にはたくさん力を持っている方々がいらっしゃるって、その人たちにとっては普通の力ですから、その普通の力を子どもたちの学習面に生かしてもらいたいな、ボランティア活動でご尽力いただくと。そうすることによって先生方の近年話題になっている荷重な勤務状況も一部軽減される。これの具体的には例はですね、スキー授業だと思います。先生一人が20人からの子どもを見れません。はっきり言って、危ないし、それでサポーターの応援を頼んでいると。そしたらサポーターはロープ塔乗るところから始まってですね、四つの目、六つの目、八つの目でサポーターをし、安全面も含めてやる。これたぶん一番先生喜ばれているんじゃないかなと。先生にも。して子どもたちもスキーの指導の先生方ですから技術的な面も、その場面、その場面で直接伝わっていくということでもありますからね、非常に効果があると僕は思っているんですよね、ただ、いかんせん、若干伸び悩んでいるということでもありますから、ひょっとしたらどうなんですか、お一人がコーディネーターやっていますから、その方のことに直接関わってしまうんで、ちょっと質問しづらいんだけど、個人がどうこうじゃなくて、仕組みとして、教育指導員兼ねてますよね、最近、近年、そちらの仕事の方がちょっとお忙しいのかなと。何かちょっとスクールサポーターのコーディネーターとしての仕事がお忙しくて、ちょっとあれなのかなという気がしますが、昔はサポーターのところを回って相談にきてましたよ。何かある場合、例えばスキーのサポーターをやるときに学校の先生に指導するのがコーディネーターの仕事ではありませんからね、サポーターのところを回って直接言葉を、玄関ですけども、そのように努めるように指導もしていましたけども、そういったことから始まって、ちょっとどうですか、最近の状況について、またその改善点について、ちょっと踏み込んだ答弁をいただきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） スクールサポーターの関係でございますけど、平成21年度に山田教育長時代にこの事業が始められて、一定程度地域の人材を活用した学校の応援団として位置付けられて、回答でもお答えしたように、9年たった中で、やはり定着してきたって学校との間の、そこがまず一つあって、あとはどれだけ支援をしてもらいたいものとそれに伴う人材の、そこをやはり調整していかなきゃならないというのが今大きな課題だということで、教育専門員もいろいろな意味での役割を持っている中であるんですけど、あとちょっと踏み込んでこれから私見でもあるんですけど、例えばもう一つ地域の、地域コーディネーターみたいな役割も今後含めながら、地域のそれぞれの、地域の方はやはり一番知っていることもありますので、その辺も発掘しながらですね、サブコーディネーターというか、何ていうんですかね、そういうことも今後含めた中で検討していきたいなというふうに思っております。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） ありがとうございます。今、教育長から素晴らしいアイデアだなと思って、今聞かせていただきましたけども、多分この辺りが次の質問のコミュニティ・スクールにつながっていくのかなと思って拝聴しましたが、ぜひ、そうですよ

ね、一人のコーディネーターを、何て言うんですか、扇の要にするのもいいですけども、扇子のね、骨組みを強めるということは結構なことだと思うんで、ぜひご検討いただきたいと思います。

それも関連しながら四つ目のコミュニティ・スクールの再質問に入っていきたいと思うんですけども、この、実はコミュニティ・スクールということは、実は語られ出してから結構時間がたっているんですよ、して、たっているんですけども、昨今いじめ問題とか携帯の不適切な使われ方とか、また悪い人からの働きかけだったり、運が悪ければ犯罪にもつながるようなことだとか、社会との学校や教育との関わりが非常に注目されだして、特にこのコミュニティ・スクール、地域と連携する学校づくりということだと思います。思いますけども、悪いことではないと思いますけども、私が強調、限られた時間で強調しているように、子どもに直接響く学力と、心や体が健全に育まれる直接的なアプローチなのかなという疑問があるんですよ、大疑問が。結局地域の大人の人が集まって、集まってですよ、教育のことを検討されて、さっき言ったサブコーディネーターなんていうのはいいですよ、それはスクールサポーター事業で僕はくくれるんでないかなと思っているし、どうもこのコミュニティ・スクールというのがぴんとこない、漠然としていてアプローチしづらいんでないかな、教育委員会もちょっとしづらいんでないかなと。して、声がかかる、ひょっとしたら検討委員になるのかわかりませんが、そういう大人の人たち、また識見を要する、または何かの役職を持って、スライドで何か委員にならされる人、なる人等、なんかちょっと響かないかと、思うものですから、子どもに直接響く取り組みになり得るのかどうか、この1点だけ、要点、時間、大事なテーマ残っていますので、要点を捉えて短くお願いしたい。響きますか、直接子どもに。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今おっしゃったコミュニティ・スクールについては、議員おっしゃったように今、子どもがやはりさまざまな教育課題を抱えて学校だけではやはり成し得ないものがあって、そこを地域で総がかりでその部分を支えていくというのがまず大きなこのコミュニティ・スクールの導入の目的だということで、今、特に学力面と体力面での直接響く部分で申し上げますと、それともう一つコミュニティ・スクールの中では、運営協議会というものを設けるんですけど、そこで地域の代表が参加した中で、やはり学校のそういうあるべき、学校というか子どものあるべき姿を共有しながら、そこに伴って、例えば学力の問題だったり、体験のどうしていくかということを経験でみんな共有しながら、そこに地域が参加していくという、支え合っていくという仕組みだということでございます。それで細かい部分は先ほど言ったようなことも効果があるというところでございます。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） なんだかぼんやりとわかったような気がしますけれども、結局、土台にコミュニティ・スクールというものがあって、その手法がいろいろある中でスクールサポーター事業なんかもある意味、組み込まれていて、してスクールサポーター事業だけみれば、さっき言ったサブコーディネーターの案もありますように増強して活性化をしていこうというようなことにピラミッドの積み重ねみたいなことになるのかなと思って今、聞かせてもらいました。ぜひとも子どもの心と体と頭に直接響く事業であってほし

いし、そのためには答弁いりませんが、聞いて聞き流してほしいですけども、一部の大人の人たちがわかっている事業ではなくて、富士山の裾野が広いから美しいんですあの富士山というの、その裾野の理解が広まるように、このコミュニティ・スクールの事業をじっくりと、すぐ、短い時間でするのではなくて、熟成させるようお願いをしておきたい。答弁はいりません。私のお願いをしておきたい。

それで五つ目に移りたいと思います。

今日何度も強調している子どもの学習面と体験で、心と体も含めてですね、育む、これが僕は小学校教育の最大の目的だと思っているんですよね、これは誰も異論がないと思います。それで、だけど現状を見ると、全国でそれぞれの地域に課題があるように、私たちの町の小学校教育にも大きな課題があるんでないかなと。再三、昔から私が声高々に叫んでおりますように、5千人足らずの町で1年間40人の子どもが約生まれます。だから同級生は40人です。40人、北見市ぐらいになるともう同級生の顔知りませんよね、中学校もそれぞれの中学校に進んで、何かむしろ対抗意識が強かったりして、学校対抗野球大会とかいろいろ盛り上がります。でも訓子府は40人、して仮定すると、そのうち37人が訓子府小学校へ通い、3人が居武士小学校に通ったとします。そうすると先生方がいくら頑張っても、教育長の答弁の中にあつたように、子どもたちが密度の濃い体験をしたとしても37人と3人の間には、もう避けられない違いが生じているんです日々、友達の数も違う、先生を数ではカウントちょっとできませんけども、授業の内容も違う、授業の内容はご存じの方もいるし、知らない方もいるけども、居武士小学校のような小さな学校では複式授業が行われている。黒板が90度違う壁にあって、例えば3年生と4年生は90度違う方に座って授業しているんです。3年生がこっち向いていたら、4年生はこちらへ向かって黒板に向かっているんです。そして先生は1人、場合によっては支援員入ったりしますから、2人のときもあるけども、そうすると時間が半分、先生から講義を聞く時間が半分という意味ですよ、あと半分は自習やっているんですよ、これは私非常に違和感があった、当初、それで町長にお願いして支援員の配置をしていただいたという経過もありますし、教育局に行って、複式授業は教育基本法に違反しているんでないかとまで言って嫌われた。それぐらい衝撃的な場面でありました。でも訓子府小学校は6学年だいたい2学級、年によっては1学級というときもありますけども、されている。これいい悪いじゃなくて現実にある事実なんですよ、それと子どもたちは、居武士小学校の子どもたちは20人前後頑張っています。感動的な運動会や学芸会を何度も目の当たりにしました。目頭がちょっと熱くなるような年ありました。正直言って運動会でね、児童会の子どもも泣いちゃったりして、もらい泣きしたこともありました。それはそれで貴重な体験、教育長の言われるとおり貴重な体験でありますけども、37人の訓小の子どもたちはもっと多くの友達ともっと多くの先生と多くの場面で体験をし、失敗をしたり成功したり、笑ったり泣いたり、けんかをしたりしているわけですよ。何でこの3.5kmの距離の中に子どもの思いと関係なく学校が二ついつまでもあるんでしょうか。私はすごく疑問です。経費のことじゃないですよ。経費で教育語るのは間違いだから、私は1回も言ったことがない。もう子どもの心に寄り添ったというか、寄り添うどころか子どもの心に立った、目線に立った教育行政そろそろ必要なんでないでしょうか、どうですか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 私もお答えしているように、二つの小学校の状況で言えば、違いははっきり言ったらある。ただ、今の教育環境の中でそれを埋めるべき努力は私たちなり、学校がした中でやっているということで、複式学級については、山田議員との見解とはまたちょっと私は違うんだけど、やはり授業全体を言えば、例えば大きな学校でも小さな学校でも、課題をまず把握しながら、課題に向けた解決と、まとめと振り返るというのは、これは基本的な部分で、例えば大きな学級の中でも、その中で課題を解決しなさいといったときは、みんなに、37人いる生徒の中でもそこは自主学習になるということで、その中は基本的なものは同じだということで、ただ言われるように、板書の関係で、こう振り返る、そこを埋めるべき私どもは特に今居武士小学校では国語、算数、理科、社会は学年別での学習になってやっていますけど、それ以外是一緒にやるという、そこに臨時講師が入りながら今やっているところでございますので、私自身はその教育環境、今言われるように、財政面や人数面だけでの問題ではないという部分もありますけど、それらの今の教育環境の中でね、どうすべきかということを考えるのが私たちの使命だと思っていますのでご理解願います。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 先生方や教育委員会の努力、これ昔からですから、昔からですけれども、それを軽んじて思ったことは一度もありません。自分も関係者でしたから、それなりにやっていたから、そんなことではないんです。評価していますし、今の状況では頑張っていると思います。これは何度言っても言い足りないくらい頑張っています。先生も見えていますけども頑張っています。これはもう認める、みんなが認めている。だけどそれは分かれている状況の中で頑張っていたらいいんであって、別れる必要はないんでないですかと私は言っているんです。分かれて頑張っているのはもう認める。けどもうそろそろ、今まではしょうないですよ、ずっと歴史があって、特に居小は上常呂小学校から始まった歴史があって、開拓団が入って居武士に、教育所が必要だということで置いて、小学校に発展し、やがて訓子府のこちらの方に人が住む数が、人口が増えたから小学校が置かれて、そういう歴史の中で居武士小学校が今も厳然としてあって、みんなが地域の人も含めて頑張っているということは、もう全然否定しないし、認めていますし評価もしています。でもいつまでですかと。前の質問のときも言いましたけども、小学校は6年間です。自分の子どもでもそうなんだけれども、他人様の子ども見ているとすごい成長が早い。あれこの間入学祝い差し上げたけど、もう中学校、中学生になりましたって何か感じの場面もあるわけでね、時間がないんですよ、子どもたち、して、今日の質問のこれまで強調してきたように、小学校の教育というのは本当に大事。人生がかかっているとんでも大げさでない。ここでもう、何て言うんですか、しつけも含めてですけども、ほぼ決まっちゃう。うちの孫を見ているとよくわかる。本当に性格が違って、もう大体固まっているもね、性格がね、性格なり学習態度とか生活態度とか固まっちゃう。だからそういう面で大事だと言っているだけなんですけど、居小がどうこう、訓小がというんでなくて、固まってしまうから大事だと。だからぜひともですね、もうそろそろ行政は舵切り替えたらどうですか。何かどうですか、前の質問、だいぶん前の質問のときに、地域の住民の意向を尊重するって教育長言われましたけども、それはそれ、歴史的なこともあるし、大事な観点の一つですけども、教育で一番大事なことは子どもの観点ですからね、ご存じ

だともちろん思いますけども、今日はやたら釈迦に説法のことが多くてちょっと言いづら
いんですけども、それで大人の方々の意見を聞くのも大事ですけども、子どもの意見、といっ
てもなかなか成人になっていませんから大変ですから、やはり大人が子どものことを思ん
ばかってですね、何が一番ベストなのか、僕は今ベターだと思っていますから。居武士の
努力、先生の努力、子どもたちの努力はベターの段階、ベストは40人、さっきの仮定の
話で言えば40人の同級生と一緒に机並べて遊んだり勉強したりけんかしたりするのがベ
ストだと思っていますので、もうそろそろどうですか、まず最初に住民とのどうのこうの
っていう、その関わりはどうなっていますかね。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 町長はじめ私も二つの学校の問題でいえば、特に居武士につい
ては地域性や歴史性もありながら、一昨年ですか、100周年を迎えた中で今過ごしてい
るという子どもたちは立派に成長しているということで、そのような中で言ってきたの
は、やはり山田議員おっしゃるように私も子どもがやはり主役であるから、子どものやは
り意見を尊重しながら、例えばそこを卒業した子どもたちも含めてですね、そこがどうあ
るべきかというのがありますし、従前からの回答と同じになりますけど、やはり主役であ
る今の保護者やこれからなる保護者たちがどう教育を考えていくかというのが今主体的に
やるというのが私たちのスタンスだということで、それは今までと同じようなかたちで、
実はそういうところの推移を見ながらやってきましたけど、今年そのことに関してのこと
ではございませんけど、従前やっていた校区ごとの教育懇談会というかたちで教育委員と
保護者なり、居武士でいえば後援会もありますので、その中を対象として年明け中旬ごろ
になると思いますけど、後援会と日程調整した中では、その辺のところで行いますかとい
うことでありますので、全般的な訓子府町の教育の問題について、その辺のところ懇談
を深めたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

1分です。

○10番（山田日出夫君） 時間がありませんけども、私が言いたいのは、もう行政が舵
を切って行政が主導的に小学校を一つにすることをしてはどうかという立場であります。
置戸町、和寒町、あまたの先進地が、事例があります。最後は行政が動いて、お父さんお
母さんに説明して、地域の住民に説明して納得をいただいて、今は子どもたち同じ環境で
学ぶことができます。そのことを私は言いたんですよね。意見を聞くのは結構ですけ
れども、行政は自分から主体的に、スポーツセンター主体的にやったじゃないですか。ね、
スポーツセンター建てる時にあんだけ努力して説明した。大事な教育でぜひとも舵を切
って説明する立場に切り替わっていただきたい。短くお願いします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

30秒です。

○教育長（林 秀貴君） 何度も繰り返しになりますけど、今、行政がそのことを私たち
として一つにすべきかというところではないと。まずそこは理解して。それは私たちがそ
の主体的な部分を決めるべき保護者なり住民たちがそのことを方向性が出ればですね、私
たち行政としてその方向性について検討してまいりたいというのが今の状況でございます
のでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○10番（山田日出夫君） 今日の時点ではわかりました。行政が何かをやる時は・・・

○議長（上原豊茂君） 時間となります。

○10番（山田日出夫君） 行政が動きますので、ぜひ動いていただきたいことを言って質問を終わりたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 一言山田議員に申し上げます。途中で前段の質問の中で発言後回答いりませんとおっしゃいましたけど、それだけは今後謹んでください。

10番、山田日出夫君の質問が終わりました。

ここで昼食のため休憩いたします。午後は1時から行いますので参集願います。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（上原豊茂君） それでは定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

次は、8番、須河徹君の発言を許します。

須河徹君。

○8番（須河 徹君） 8番、須河です。質問通告書に従いまして、排水路と治山施設の保全と管理について伺います。

平成28年の台風被害での復旧作業が終了しましたが、平成29年7月の集中豪雨でも多くの被害が発生しました。発生箇所の中で、特に紅葉川は、平成28年と同じ被害を受けました。近年の気象変動により、局地的集中豪雨による排水路断面積の不足が要因であると思われまます。毎年発生する災害に対して、災害復旧費用の削減も含め、災害再発防止対策の強化が必要であります。災害再発防止対策の考えを伺います。

一つ目に、平成28年度に災害復旧工事を実施した、紅葉川・山林川・豊坂川の現状を伺いたいと思います。

二つ目に、治山施設の現状をどのようにみていられるのか伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「排水路と治山施設の保全と管理について」2点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

1点目の「平成28年度に災害復旧工事を実施した、紅葉川・山林川・豊坂川の現状」についてのお尋ねですが、1河川ずつ説明してまいります。

まず、紅葉川については、28年8月台風で大きな被害を受けたため、「農業用施設災害復旧事業」、いわゆる農業災害事業として、春から復旧工事を実施しておりましたが、今年7月16日の局地的降雨によって、ほぼ同じ区域で被災し、一部では再工事を余儀なくされる事態となりました。

これら被災部分の復旧工事については、復旧工事中の被災ということで時間を要しましたが、12月4日に査定を終了し、平成29年農業災害事業として認定されましたので、今後、速やかに新たな被災部分も含めた工事を再開し、来年夏の完成を予定しております。

山林川については、昨年、台風災害前の8月3日に降った大雨による被害を受けたこと

から、町単独事業として2か年事業で改修工事を実施し、既に落差工7か所の改修工事、西18号排水合流点の強化工事を終了したところでございます。

次に、豊坂川については、昨年の台風によりまして、一部、河岸が洗掘され、今年の春、大型土のうを設置いたしました。7月の局地的降雨で、施工した場所以外が大きな被害を受けました。

復旧工事に当たっては、既に29年農業災の認定を受け、現在、工事を進めており、年度内の完成予定であります。

議員ご指摘のとおり、近年雨の降り方が変わってきており、一部排水路では断面が不足しているとの認識を持っています。

そういう観点から、山林川においては道営事業での再整備工事に着手しておりますし、度重なる災害を受けている紅葉川については、国営事業での再整備要望や「災害復旧における現状復旧の原則」に対する問題提起について、関係機関や各政党に対し積極的に要請活動を行っておりますのでご理解をお願いします。

次に、2点目の「治山施設の現状をどのようにみているか」とのお尋ねであります。現在、訓子府町に復旧治山、小規模治山合わせ延べ79か所において治山施設が建設されております。

治山施設の機能は、山間の沢地に治山ダム、土留壁、沈砂池、水路を造成し、土砂流失を防ぎ山林内の浸食を防ぐことを機能としておりますので、既に整備されている治山施設は、治山ダムの機能が発揮され山林も安定している状態であると認識しております。

一方で近年の異常気象によりまして、局地的な集中豪雨などが発生しておりますが、治山施設においては、大きな災害を想定した施設整備となっていないことから、上流からの排水流下や新たな土砂流出などにより下流施設への影響が懸念されており、現在の施設で不都合が生じているものに対し、地域からの改善要望が出された場合、施設管理者である北海道と現地確認や協議を行い、必要に応じては、改善要請などを行っていきたく考えております。

今後も関係機関に対し、粘り強く要望活動を行ってまいりますのでご理解をお願いします。

以上、ご質問のあった2点についてお答えさせていただきましたので、ご理解賜りたくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 私は一般質問でですね、排水路、治山施設災害復旧についての質問はですね、平成27年第4回定例会、それから28年第4回定例会、そして今年の今現在ということで関連してですね3回目の質問となります。私はですね、平成18年、19年、訓子府またはこの北見地区にですね降雹被害が発生したところからですね、本町のふるさとまつりが行われる前後にですね、非常に集中豪雨とか雹害ひょうがいの発生が多くなってですね、小河川、それから治山施設での氾濫いっすい、溢水、土砂の流出、非常に被害の発生が多くなること、また多くなっていることを大変懸念しておりました。残念ながら平成28年と29年度の被害状況は大変件数も多くですね、補修工事終了後の再被害発生もあります。やはり被害の再発防止対策がより必要な時代に入ったのではないかなと考えているわけでございます。紅葉川の災害復旧工事において、再発防止対策が何か施されているのであればですね、伺いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） どうしても災害復旧で国費の入れる工事になりますと、かなり現況復旧というかたちが多くなる部分がありますので、どうしても今回の紅葉川なんかもそうなんですけども、同じ箇所がやられる部分もあります。ただ状況に応じては現状の元々のブロック高よりも氾濫した水位までブロックを上げる、そういうことが認められて、一部ですけども認められたりしていますし、あと単独事業でいったら、例えば山林川でいいましたら落差工について6か所、今年入れますと7か所になりますけど、7か所の町単での整備をするといったようなかたちで工夫はしているところではありますけれども、やはりこの頃の集中豪雨によって、かなり同じ箇所もやられているというのも実態であるということでございます。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 紅葉川の質問については平成28年度に質問したときにですね、答弁の中でですね、自民党の政調会においてですね、現状に即した計画高水位への見直しの必要性などをですね、現制度の問題点を指摘したというぐあいな答弁をされております。この高水位の要求に対して今回は何か変化ありましたか、全く変わらない状態で進められているのかお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ただいまご質問ありました自民党の移動政調会の部分で昨年、それから一昨年につきましては、今、言われたとおり災害復旧事業現況復旧の答弁書にも書いてございますけども、制度の見直し等について強く要望してきたところがございます。今年につきましても先月移動政調会がございまして、その中ではですね、災害復旧事業の制度ではなくて抜本的な改修、国営によります抜本的な改修について町長の方から強く要請をしたところがございます。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 例えばですね、高水位のやつの対策を求めていたと、28年度ですね、政調会に対して、そのことの対策は受け入れられたんでしょうか。それとも全く原状のままの復帰になったということなんでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 高水位に対する対策に関しましてはですね、基本的に災害復旧事業につきましては、議員ご承知のとおり現況復旧、河川につきましても農地につきましても道路につきましても現況復旧というのが前提、大原則というふうになってございますので、そういった中で町の方から洪水、新たに被災された部分についての復旧に関して要請は行っておりますが、それがすぐに認められたということではございません。町長もですね、東京に行った際には農水省の方に寄っていただいて、その旨も強くお話をしてくださっている経過もございますけれども、正直なところ災害復旧事業という事業制度の中では現況復旧というのが原則でございますので難しい。ただですね、査定官が来て査定を行いますので、場所によってはですね、一部、例えば単費でブロックを積んであったり、単費で大型土のうを積んであったりしながら行っているところが被災された場合について、ここもやらなければ、また同じような被害が起きるといような箇所についてはですね、洪水までのブロックを張り直すというようなことも認められるケースもござい

ますけども、基本的には現況復旧ということで、その制度については変わっていないということでご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 28年度に紅葉川が復旧されてですね、今年もまた29年度の災害復旧もされるということで、原状復帰ということが原則で進められるということであればですね、やはり紅葉川の場合は非常にブロックより上の位置までですね、水が上がって、当然流されていくと、ブロックも崩されるという状況だということではもう十分理解しております。その中で、ただですね、山林川を見ますればですね、山林川の17号線、日出の町から真っすぐ上がっていったところですね、それが9線と10線の間で17号線と並行して走る部分があります。そのところは非常に山林川は水があふれてですね、そこに架かる橋の根本がこうえぐられててもですね、ブロックはしっかり残っているんですよ、そのところと紅葉川が何が違うといえば、やはりその山林川は上部までしっかりとブロックが張られている工事がされているという状況なんですよね、ですから道の言うことも当然わかりますし、原状復帰という原則はわかるんですけども、このことを繰り返していけば最初の質問の中で災害復旧の予算も削減していかなければならないと、これ非常に酷な言い方なんですけど、毎年同じことをやっているということがどれだけ多くのお金を使ってしまうのかなということもありますんでですね、これ原状復旧型では限界がある。これももう町長が一番よくわかって、一番それに対して努力されているということも理解しております。一つだけ聞きたいのは原状復帰型で工事が終わった後にですね、単償でその部分の工事というものはやれるのか、やれないのか、また交渉次第では今やれるという話もありましたけども、やる気があるというのは質問がおかしいかもしれませんが、やる気があるのかどうかちょっと伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 実際に査定で切られた部分ですとか、そういった部分について単費で工事をするということは可能ですし、実際にやっている部分もございます。ただ根本的な言われているような対策というのはなかなか難しく、どうしても議員言われるような根本的なやり方を変えるということになると、やはりもうそうだと災害復旧じゃなくて再整備という考え方にもなってしまうという部分もあるんで、それについては先ほど遠藤課長からも答弁したとおり元々国営で整備された河川ということもあるので、それについては元々そういうかたちの再整備、それは下流からということになります。当然真ん中をやることによって下流に影響与えるということになると大変なことになりますから、そういったことを今回の要望では主として要望させていただいたということでございます。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 非常にしつこいようなんですけども、要望されていることはもう十分わかっています。理解もしております。努力に感謝しているところでございます。ただそれを繰り返していく中で非常にお金もかかる工事になっているということで、やはり全ての改修ではなくてですね、被害を受けた部分の、そういう部分的なものを町単独でやる考えがあるのかないのかということはどうでしょうか、伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 確かにもう今回の特に紅葉川についてはもう工事をやってい

る最中に被災を受けるという事態で、もう査定についてもずれ込みました。未満災という言い方をするんですけども、ですからかなり何て言うのか無力感を感じることは確かに感じます。ただ今回のもし今回の雨を止めるまでの措置をすれば単費でやる域を相当超えた整備をしなければできなかつたろうというふうに担当としては考えています。ですから単費でやる部分というのは、もうあくまでも限られた部分でしかないのかなというふうに思っています。ですから紅葉川について、もし今回の雨で、国営でやったから今回の雨を止めたかどうかというのはもうそれはわかりませんが、再整備ということで国に要請していきたいというふうに考えています。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 非常に再整備という考え方から抜け出れないと。災害工事で復旧したと。それはもう現状も何も変えない状態での復旧。その後ですね、町単債での、単独での工事を考えていただきたんですけども、非常に残念な答弁だなというぐあいを感じております。それとですね、今、全体を改良していかなければ下流部で非常に大きな被害も出るということですね、例えば紅葉川の上流部の西33号ですね、昨年横断管が流されてですね、断面積大きくして横断管を入れましたよね、そのときに通行止めにもなってますね、今年も同じような状況が出たと。これは現実でございますからあれなんですけども、そうするとまた横断管サイズの問題など検討事項も出てくると思います。ただですね、昨年の定例会においてですね、断面を大きくする復旧にはその下流域全体に関わる問題となることもありですね、改善が進まない状況となっております。今後も関係機関に対し粘り強く要望活動を行ってまいりますという答弁いただいているんですけども、結局そういうことになればですね、下流域の町民の皆さまと改善対策とかをもう今時点から始めていかなければ、片側で要求はしているわ、片側で全く現場の調整ができていないわということも何か不思議な話なんですけども、現在の下流域町民との方々との意見交換というのはやられているのか、やられていないのかお伺いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 33号線が流されたというのは去年の話ですね、去年、今年の話です。これについては33号線の復旧については一応横断管の径は大きくすることは認められたということで横断管をでかくしたんですけども今年またやられてしまったという部分があります。そういったこともありますけども、昨年度の話ということで、とりあえず復旧事業を行ったということで、特に下流部、33号線の下流部の方々と整備について話し合ったという経過は今のところはないということです。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） ここからは要望になると思うんですけども、非常に全体的な紅葉川の改修も要望していかなければならないということになれば当然並行してですね、下流の地域のみなさんとも協議、どうするんだというのを協議もされてですね、できるだけ早い時期に青写真とかを道なり国なりに提出できるような、そういうことを申し訳ないけど急いでやっていただきたいなと思っているところでございます。今の単独の事業について町長の方から何か一言ありませんでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 須河議員は大体十分知っていて質問してくれていると思っております。

ます。うちの方の職員の方からお話しているように、紅葉川はこの過去10年間にわたってですね、私が町長になってから何度も決壊している。根本的に言うと下の方から、下流側からやはり基盤整備事業をやって暗渠をやってきている。それが上流まで届いた段階で上流から出てくる排水というか地下水、そういったものがですね、やはり今の枡ではもう間に合わなくなってきているというのがもう全町的に皆同じ状況ではないのかと。紅葉川については特に何回も同じ箇所が、特に北栄の山本さん周辺がひどくやられてですね、うちとしても原状復旧を原則としてやっても前年のときはもっと上まで被災しているとかですね、そうすると籠積みもブロックもばらつきが非常に出てきていると。これはね、やはり現実的な災害対応にはならないということで、今年の前年復旧じゃなくて一番今までの最高水位のところまで復旧を全面的にやるべきだと主張しているんだけど、なかなか認められない。だからうちの町単費である一定のところまでの蛇籠^{じまかご}を積んだりしながらですね、かさ上げをしながら実施してきたという経緯ありますし、下流域の方でいったら道営事業も入れてですね、少し枡を広げたりなんかして対応してきているというのが今のところですね。しかし去年の災害を見てもご覧のとおり、もう今、北栄の南さんのところから災害復旧の関係出していますけど、根本的に言うと駒里の33号のもっと上の方からですね、含めて抜本的な改築をしていかないと駄目だと。こういう主張をこの間の自由民主党の移動政調会のときに私は図面と写真を見せながらやったわけですね、それは代議士も含めて重々よく知っているということだったんですけども、開発があらためて私のところに来るとということだったから、あのときも議員同席していたからおわかりだと思いますけども、今までの過去の訓子府町のやりとり含めて、よく顛末を読んでから来いという話をしたと思うんですけども、読んできましたわ、本当に。読んできてですね、申し訳ないって謝りましたね、すなわちやる線の整備から面的な整備も含めてやらなきゃならないということを書いていながらいまだにやられていない。こういうですね、開発行政というのは問題ではないのかと。だからもうそんなね、気休めのような答弁はしてほしくない。だから現実的にこうすると、こういうかたちのこういう事業でやるんだということをするべきだということをは強く言っていますので、これは開発の今の担当次長をですね、含めてですね、最善の努力をすると、やらせてもらうということですから、うちで単費使って整備して下流の人たちとの話し合いをというよりも、まずは抜本的な事業の見直し含めてですね、国が何らかのかたちでやるという方針をどうやってやはり下ろさせるかと、それは地元選出の代議士なんかも、あの問題についてはよくわかっていますので、あらためてですね、さらに後ろから開発を押ししていくようなかたちをとりながらですね、できるだけ早く、状況によっては地元の対応が必要だという状況が出てきたときにはですね、説明会やあるいは協力なんかの要請も、土地の提供とか、いろいろなこと出てきますから、含めてですね、これからやっていかなきゃならないことじゃないかなというふうに考えていますので、ちょっと今の時点ではこの程度しか答えることできませんけども、今後も引き続き努力してまいりますので、お力添えをお願いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 非常に大変ご苦労されているということは十分理解できたところでございますけども、現実にはですね、例えば小河川があふれると、あふれたところから70m先まで80m先までですね、60cmのかさ上げをしたと、5、6年前に。ところが

去年と今年の雨がですね、その80m先でね、今度水があふれるわけなんですよ、60cm高くしたんですよ、そうしたらこの次何をするかといったら、もうまったく個人ですけども、個人でその先からまた50m、60mを60cmかさ上げすると、そういうことをどンドンどンドン続けていかなきゃならない状況です。それはやるのは構わないです。ただ、それだけ本当に時間がない。非常に大きな水が出ているということだけ、当然町長は理解されていると思うんですけども、今後ともですね、そういう努力を続けていっていただきたいなと思います。

次に、治山関係の質問なんですけども、治山施設に関してはですね、治山施設の機能はですね、沢地に治山ダムなどを作り、土砂をためることによって山林内の浸食を防ぐことを機能としておりますので、既に整備された治山施設は土砂が満杯状態となっておりますね、山林が安定している状態と認識しておりますという答弁いただいたんですけども、この見解は今も変わらないのかということの質問とですね、治山施設の大方がですね、保安林指定になっているわけがございますけれども、この指定の目的はなんなのかということも伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） まず治山の機能の認識、1点目でございますけども、基本的には答弁でも言ったように、雨等によりまして浸食が行われ、山の沢地がえぐられる、それによって下流側にも土砂が流入する。それを防ぐための治山というのが目的でございますので、土砂の流出を防ぐというのが最大限の目的になってございますので、現状で言えばですね、現状の中で言えば、今、既に整備された治山については土砂が土留壁、それから治山ダムの中で満杯って言うんですか、治まっている状態でございますので、治山の機能としては山が安定している状態、山、山林側からしてみれば安定しているというような状態での認識はもってございます。ただ須河議員がご指摘されるように、その後も当然雨は降る、雨が降れば沢水が出てくる、治山施設で直したところも当然排水が流れてきてえぐられたり、下流側で土砂が流入したりというのがあるという部分に関しては、そういう部分については当然懸念はしているということでございます。それから保安林指定の目的についてはですね、これはあくまでも今言ったように山林を守るための治山ということでございますので、保安林指定、要件になっているのが一つなんですけれども、保安林指定をすることによりまして、木の伐採、当然治山ですので私有林、個人の方の所有の山林のところを作るというのが大体多いんですけども、そういう部分に関しては個人の方が治山をした後に木を伐採して、はげ山ということはないですけども、伐採してそのままにしておくと、当然またそこから崩れたり、土砂が流出したりということがございますので、そういう部分を防ぐというようなことが最大の目的での保安林指定というようなことになるかと思えます。要するに制約はつけるというようなことが目的ということでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 今の保安林指定の話でありますけども、保安林の指定になっているがためにですね、なかなか保全整備ができない。勝手に立ち入りもできないし、許可がなかなかでないんだというような報告が多々受けてあるわけでありまして、この保安林もしくは治山のですね、主たる管理責任者というのはどの部署になるのでしょうか、伺

います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 管理責任の部署、基本的に治山事業については北海道でございますので、北海道の担当、オホーツク振興局でいえば農政部の森林整備課等が管理主体というようになるかと思えます。それから保安林の指定に関しましてはですね、保安林につきましては、林務の方の関係になりますので、東部森林室、北見にございますけども東部森林室等が保安林の管理というような部分になるかと思えます。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 道の林務部林務課、もしくは整備課の主管であるということで、これですね27年の答弁のときにですね、治山事業について、答弁の中でですね、鍋嶋の沢では道庁はですね、治山でできたダムが埋まったのはこれで事業が完了だということと言われ、また事業が完成だといっても上から石が流れてくるのでなんとかほしいという要請を本町はしたと。ところが道の方はこれはできませんというような答弁を受けたそうでございます。本町の行政も道、国、支庁との交渉に大変苦勞されていたということがありました。この治山の事業完成についての認識なんですけども、私自身はちょっと違和感を感じております。それはどうこう聞いてもですね、これまでの答弁では治山の土砂が満杯になったら事業が完了なんだという答弁のゆえにこれ以上の修理とか保全はできないというような答弁のように感じております。ところがですね、治山施設事業の完成というのは、治山施設の効果によってですね、やはり法面が崩れない、土砂が流出しない、木がきちんと、保安林も含めて木がきちんと生えて、草木も生えてきて安定した状態になると。それが完成形だというような認識を持っているわけでございます。なんで土砂がごろごろ転がってきて、下の排水を埋めるような治山が完成なのかなど。全く理解しがたいわけでございます。それでですね、今、本町にも先ほど何十か所かの治山があるという説明がございました。それで私も何十か所かの治山を調べてみました。そうするとですね、本当に全く法面が崩れなく、土砂の流出もなく、安定した治山ももう何か所もあります。その反面にですね、いまだ法面は崩れている、土砂が出てくると、そういう不良治山といいますかね、私から言わせば完成されていない治山がそれも何か所かあります。それでこの二つの治山の違いは何かというところでですね、治山の目的の中にですね、落ちてくる水をきちんと水路をつけて出しましょうということもあるんですけども、土砂が崩れてきているところには水路工が設置されていないんですよ、これ何人かの方というか聞いたら、いやそれはどうしてそうなったのかわかりませんという答えが返ってきたんですけども、完成治山の施設はですね、水路工がしっかり作られておるんですよ、これは上からの水をきちんと下まで落としておると。水路工はね、コルゲート水路、それから吹き付けされているところ、それからポリエチレンのU字型工っていうんですか、それらがあります。全く土砂が出て暴れているところには、そういうのが全くないというところでもあります。不完全型こういう水路工の設置していない治山ダムにですね、水路の必要性があるとは思わんですけども、どのように考えますか、伺います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 治山施設の設計っていうんですか、施工っていうんですか、その部分の違いを今、ご指摘を受けましたけれども、須河議員がお調べになったとおりで

すね、やはり水路工があれば、そのところに排水等が流れて周りに越水していかないと。その結果、土砂も当然流れてこないというような部分というのはもう当然そういうことだと認識はしてございます。ただ水路工があるところ、ないところ、この違いに関しましてはですね、先ほども言ったように治山事業については100%北海道の事業でございますので、北海道が調査をし設計をしその中でどういう形態なのか、どういう構造が必要なのか、そういう部分での施工となってございますので、町の方から、今まではですね、町の方からそういうような要請等というのはできなかつたのかしなかつたのか、ちょっとわかりませんが、そういう部分であるところとないところがあつたのかと思います。やはり、でも須河議員おっしゃるとおり何かがあれば、水路工があれば多少は防げたり、水路工がないおかげで大量の水が流れてきたときに治山全体に水が走り土砂が流出していくというようなことは考えられますのでご理解を願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 今の答弁でですね、これは水路工の要請をしますというような答弁までいただけなかつたのがちょっと残念だなと思うところでございますけども、これについては十分ですね、そんなに数は多くないです。今暴れている治山というのは。ですからやはり道との協議の中で水路工をしっかり設置していただければですね、中に入ってエンボで土砂を上げるとか、そういうことはしなくて済むと思います。だからぜひですね、この工法のものも含めてですね、要望していただきたいと思います。

それとですね、もう1点、今年の春にですね、ポリエチレン管が五、六十cmはずれている個所があつたんですよ。それを建設課にも申し上げたんですけども、今50cm離れているところをですね、1mぐらいでつないでしまえばですね、まだまだ使えるんですけども、離れているがためにそこから水が落ちてですね、根元をえぐられ、もう排水路が駄目になっていくと。もうそれは素人が見てもわかるんですけども、そういう場所のですね、対応をどのように考えているか伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 今、施設の中で、例をいいますとポリエチレン管が外れていたりしている部分、それに関しましてはですね、実は過去にもですね、そういうところがございまして、何年前だったですか、治山の担当の方にですね、町の方から要請をした経過はございます。そのときにも町の単費でも直してもいいかどうかというような問い合わせも当然している顛末もございますので、そうした中でそういう軽易なものに関しては町の方でやっていただけるのであればいいというような、多分、管理者の方からは返答があると思いますので、そうした中でそういうのが出たときには再度ですね、現地を見てもらったり、写真を提示したりしながらですね、町の方でその部分を補修していいのかどうか確認をしながら、町の予算もございますので、必ずできる、できないというのはちょっと今この場では言えませんが、そういうことは進めていくことはできると思いますのでご理解を願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 今のようにですね、50cm離れているということも、いろいろ点検していつてわかつたわけでございますけども、今、その前に聞きましたね、主たる管理者どこかという道がという返答でございましたので、多分、町の職員の方が見回って

はいるとは思いますが、多分そこまで上がって見るということの機会は少ないと思うんですよね、ですからできるだけやはり地先の方もかなり真剣に見ておりますので、そういう点検の方法も道と協議するなり、地先の人の話をですね、聞いて、この箇所もですね、早急に補修をお願いしたいなと思うところがございます。治山についてもですね、非常に気象変動に関わってですね、集中豪雨、台風などがあってですね、大変なときになっているとは思いますが、異常な集中豪雨だというものの考え方からですね、今後はやはり異常だという考え方でなくて、もう恒常的にこれからはこういう雨の量が出てくるんだという視点に立ってですね、防災対策をしていただきたいなと思うわけでございます。それから、あまり一つの箇所が大きく被害を受ける前にですね、細かいところで補修をしていただきたいなということでございます。そういう面も含めまして、町の単独事業の必要性もお願いしたいわけでございますけれども、全体を通じてこの辺の町長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ちょっと時間いただけますか。

○議長（上原豊茂君） はい。ちょっと止めて。

町長。

○町長（菊池一春君） 今、治山事業に対する現実的ないろいろな対応について、議員の方からご指摘がございました。一つは大きい件でいいますと、治山ではないんですけども、先ほどの紅葉川のことも含めて、今、山林川を抜本的な常呂川の末端から柏丘の方まで全面的な整備をしていこうということを今やって、もう既に始まっています。これは町河川といいながら、道の事業を整備事業を入れながら町が2割ぐらいの負担で実施していくということですけども、当初10億円の事業費が今大体35億円から40億円近い金になっていると。これは紅葉川ってことになる、もっといくんじゃないかと。そうするとわれわれが町で成し得ることというのは復旧にプラスアルファで何とかそのところの対応ということでやっているんですけども、これは抜本的な解決にはならないということでご理解いただきたい。ですから国、管理している当初施工した国の責任においてやってもらいたいということが1点、それからもう1点でいいますと、治山でいきますとですね、確かにご指摘のとおり私、前の答弁で鍋嶋川の例を話して、どんどん治山、川が山が治まるという上を大きな石がごろごろ転がっていくと、これで完成といえるかどうかで、これ議論になりました。それであるときの災害ですから、ダムのところの土砂を全部取り除くと。これは道庁顔色変わりましたね、治山事業の根本的なところが変わってくると。俺は逮捕されてもいいから地元の住民救うためにはやれって、こう職員に命令しました。こういう現実の対応というのはやはりね、随所で出てきているんですよ、治山事業70か所ぐらいがあって、実は河川整備か治山かといったときに、工法する整備の手法ってそんなにないわけですよ。そうすると私どもはあまた多い流末の整備で道の林務部をお願いをして、そして治山事業を入れてくださいと、して町有林を民有地の山をちゃんとやりますからとお願いしてやってきたという経緯があります。そのとき道の設計なり状況から行くと、今、議員が言ったように水路工はなくてもやっていけるだろうと、こういう僕は設計だったと思うんですよね、今もう前からも言っているように、上流部というか、上の方が平になってきているわけですよ。そうすると水の流れが変わってきている。そうすると水路工は当

初なくてもよかったのが、どんどん畑の水が流されてくる。そうするともう従来の設計や治山ではもう対応できないということが今の原状ではないのかというふうに思います。あらためて今の農家の耕作や畑の状況をきちんともう1回捉えて、この治山事業の復旧なり、あるいは強化なり、さらに加えてこの、議員がご指摘のとおり水路工を設置するかどうかと、こんなことの要請も含めてですね、あらためて畑作の状況というか、私どもの農業の状況が変わってきている中で対応できる治山事業についてですね、一緒になって考えていく世論を形成していかなきゃいけないと思っています。それと同時に、とはいいいながらも、もう時間がないんだと、これを町で成し得ることってというのはどこまで成し得るかということこれはこれから私どももやはり考えていかなきゃならないことですので、どこまで期待に応えられるかどうかというのとはわかりませんが、そういう防災の観点からも含めてですね、現状に合った対応の仕方をこれからも一層やっていきたいというのが考え方です。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） ただいま町長から非常に心強い答弁をいただきましたのでですね、ぜひそういう方向で進んでいただきたいと思います。

それでは、2点目の質問に入りたいと思います。

若者と高齢者の就労の場の確保についてでございますけども、若者に対する子育ての環境はですね、「認定こども園」をはじめ、高等学校、大学に進学する者への支援など充実しておりますが、進学後に本町に戻る子どもが少ない状況でありまして、町内に就労先が少ないことが要因の一つであります。

また、高齢者は平均寿命が延びてですね、年金支給開始年齢が引き上げられ、そんな中でですね、働き続ける必要もありますね、就労先の確保が課題となっております。

このことから、若者と高齢者のですね、就労の場の確保と支援についての考え方を伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「若者と高齢者の就労の場の確保」についてのお尋ねをいただきましたのでお答えをさせていただきます。

まず、若者の就労の場の確保と支援に関しましては、本町における事業所数が限られており、景気動向や徹底した経営管理がされ事業所側も慎重に正規の職員を採用する傾向があることから、若者が本町に戻り就労する場が少ないという現実を認識しております。

こうした中で、町独自の施策として、本町出身の新規学卒者が本町事業所に就職した場合および事業所が正規雇用として従業員を雇用した場合の支援として「商工業就労助成金制度」を平成28年度から創設し、29年度は1事業所、1名に対して就労助成金を支給いたしました。

今後もこの助成金制度を活用し、一人でも多くの若者が本町事業所へ正規職員として就労するための支援をしてまいります。

次に、高齢者の雇用の場の確保と支援につきましては、本町の場合、高齢者が就労する場も若者と同じように多くはありませんが、その受け皿として「訓子府町高齢者勤労センター」「訓子府町雇用促進協議会」があり、高齢者の皆さんが自分の特技や経験を活かしながら働いております。町としても勤労センターや雇用促進協議会に対し直接的な支援は実

施しておりませんが、町の各種維持管理作業の一部を委託するなど、働く機会の確保に対し支援をしておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） この質問に関しては、午前中の西森議員の方からも質問、昨日ですか、質問されていたと思うんですね、同じような質問になってしまうと思うんですね、ここでちょっと質問の先を変えてですね、就労の場といえばですね、北見の農業試験場が今、本町にございます。そこにはやはり短期雇用含めてですね、やはり何十名かの雇用の場になっているのは確かでございます。この農業試験場がですね、非常に建物も老朽化しており、施設も大変たった年数も一番道内で古いということで厳しい状況にあると。そんな中ですね、やはりちょっとこれは考えすぎかもしれませんが、ひょっとすると農業試験場の廃止とか、または移転ということも、非常に考えすぎかもしれませんが感じているわけでございます。この農業試験場のあるということでですね、このわれわれの地域の農業の発展に対してですね、研究とか試験を通じてですね、非常に大きな力のあるところあります。町長は本町が中心となってですね、農業試験場の建て替えとかですね、更新の活動についてどのように考えているか伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ご存じのとおり農業試験場の建て替えについての要請活動はこの5年間ほどやっております。状況としては、現時点ではそのような考え方はないと。独法化したことによって、支援的なことはしていくけども、建て替えまでは考えていないというのが大体の、大筋の回答ではないかなと思います。もう考えてみますと、独立行政法人になったときにですね、独法化について、声高らかに反対を声明したのは私自身でありますし、そして人員を減らすなということも含めて、ときの農政部長に対して直接直談判も含めてやった経緯がございますけども、現時点でそういう声を上げている、建て替えをしてほしいという声を上げているにもかかわらず縮小する、廃止するということは一切、現時点ではありませんので、もしあったとしたら私は徹底してやらなきゃならないと思っていますので、このオホーツクの地域農業発展のためには農業試験場の必要性というのはご指摘のとおりでございますので、頑張っていきたいというふうに思います。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 本当に農業のためでもありまして、大きな雇用の、短期の雇用の場にもなっておりますので、その辺のご協力もお願いしたいと思います。それとこのあと高齢者の方につきましてもですね、訓子府の高齢者勤労センター、俗に言うシルバーだと思っておりますけども、これとかですね、訓子府町の雇用促進協議会とかある中でですね、やはりこれからだんだん高齢者が増えていき、年金の支給時期も遅れていく、やはり少しでも働ける方は働く場所がほしいということになると思いますので、そういう場所の確保と拡大をしっかりとお願いしたいと思います。このことについての答弁何かありますでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 高齢者の働く場の確保でございますけども、議員今ご指摘のとおり、当然、年金支給年齢が上がってくる、それから元気な高齢者の方が増えて、増えてくるというのがあれですけども、元気な高齢者の方も当然増えてくるというような

現状の中で、やはり働く場を求める方がいればですね、町としても何か支援ができるものがあれば当然していかなければならないと思いますけども、ただ、じゃあ働く場を町が作るかということにはなりませんので、今、現状であります高齢者勤労センター、それから雇用促進協議会、先ほどありました農業試験場ですとか、企業の中でも高齢者でも働く機会、働く場があるような企業があればですね、そのようなところにも支援ができるものがあれば当然していきながら、住みやすい町、高齢になっても住んでいける町というようなことも踏まえながら進めていかなければならないという認識はもってございますのでご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） これですべて質問最後にしたいと思いますが、やはり人生100年時代の人生戦略ということの中にですね、2007年度に生まれた子ども半数は107歳まで生きるそうでございます。そんな中人生100年、定年は80歳ということで、ますます非常に高齢者の時代になってくるのではないかと思います。本町の行政の中では出産、育児、保育、高校、大学、進学支援、介護住宅施設サービス等の整備、非常に充実されていると思います。今後やはり高齢者の稼ぎ、就労ですね、それとまだ学びも含めましてですね、人生100年時代を生きる高齢者がですね、明るく楽しく生きられるようなですね、まちづくりをお願いしてですね、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、課長の方で答弁しましたとおり高齢者人材センターやあるいは雇用促進協議会等で対応しているということですが、全体的に今65歳以上の雇用の関係については16%ぐらいの企業がこの北見職安の中でも雇用を促進しようという傾向が出てきているということですから、時代とともに役場の職員も例えば65歳までに年金の給付されるまでに再任用までは僕はやっていませんけども、そういう気運というのは出てくるのではないのかと。ですから一層ですね、これからの状況をやはり踏まえながらですね、やろうと、やっていかなきゃいけないなど。例えば議員からもご指摘があったように農業でいいますと、メロンがそういう技術的なことを含めてご高齢の方々の技術とノウハウをメロン栽培に生かしたらいいんでないのかって、そういう仕組みも雇用の確保でも大事ではないかと。これは須河議員や上原議員が過去に質問した経緯があります。これも今年からご存じのとおりハウスと購入や何かについての補助をしているんですけども、そこに技術者として高齢の匠的な人たちを採用できるかどうかって話をしたときにですね、やはりメロン振興会の会長からそこまでやらなくてもまだね、私たちにやらせてほしいと。むしろ若い奥さん方がメロン栽培を玉ネギを作っているでもやれるような環境をまず生産者が努力させていただきたいということがありました。これなかなか相手もいることですから難しいことですが、そういういろいろな状況を踏まえながらですね、高齢社会に向けた雇用の確保や拡大ということもですね、行政の大切な柱としてですね、これから進めていきたいと思っておりますのでご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○8番（須河 徹君） 私の質問を終わらせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 8番、須河徹君の質問が終わりました。

ここで午後2時10分まで休憩といたします。

休憩 午後1時58分

再開 午後2時10分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、9番、河端芳恵君の発言を許します。

河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 通告書に従いまして「AEDの保守管理のあり方について」町長に伺います。

AED（自動体外式除細動器）は心肺停止状態の人に電気ショックを行い、心臓を正常なリズムに戻すための機器で一般の方でも使えます。

その有効性がPRされて町内でも各施設に配備されており、町民にも認知度が高まり非常時に備えて安心感を与えています。

今、各地で配備から数年過ぎて使用期限切れなどの不備が指摘されている自治体もありますが、本町での保守管理状況はどのように行われているのか、次の点について伺います。

1、本町の公共施設には何台配備されていますか。またその使用状況はどのようになっていますか。

2、AEDにはさまざまなメーカー・形式があるようですが、AED本体、パットやバッテリーの保守管理や今後の更新計画はどのように考えていますか。

以上、伺います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「AEDの保守管理のあり方について」2点のお尋ねがございましたので、お答えをいたします。

1点目に「配備台数と使用状況」についてのお尋ねがございました。

AEDの公共施設に配備している台数につきましては、20台でございまして、こども園、各小中学校、児童センター、子育て支援センター、公民館、図書館、運動施設、農業交流センター、温泉保養センター、地域集会所、葬斎場、役場に配備しております。

使用状況につきましては、平成24年3月にスポーツセンターで1件の使用がございました。

2点目に「AED本体、パット、バッテリーの保守管理や今後の更新計画」についてのお尋ねがございました。

AEDの導入当初は、総務課で一括管理を行っておりましたが、各施設の備品であり、各所管課で管理するよう監査の指摘があり、現在は、各課で管理しているところですが、管理台帳により、定期的にパットやバッテリーの状況などを点検しております。

また、管理台帳には、本体の設置時期、パットおよびバッテリーの交換時期なども記録し、耐用年数が経過する前に更新を進めているところでございます。

なお、本来、各課で更新を行うところではありますが、これまで日本赤十字社を通じて安価で購入することが可能であったことから、総務課で一括して購入事務を進め、購入後の管理は各課で行うこととさせていただいております。

以上、ご質問のあった2点についてお答えさせていただきましたので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） ただいま、使用状況、整備状況を詳しくご説明いただきまして、よくわかりました。これは使用されるような状態になった方が今まで1件しかなかったということでもよかったのかなと思いますが、ただ、どういう状態になっても、いつでもいざというときに役立つような整備をされていかなければ困りますので、あえて使用状況などを伺いました。本町では平成19年に日赤の補助が取りまとめによって整備されたと思えます。それから約10年経過し、途中で更新されたり、いろいろなことがあったと思いますが、当時はAEDの講習が頻繁に行われていました。これは救急救命法の講習の中で心肺蘇生法とあわせてAEDの使用方法を学ぶものでした。私も何回か講習を受けましたが、とっさのとき自信をもってAEDを使用できるか、やはり不安は残ります。講習などソフト面もあわせて継続して行うことも必要なのではと思いますが、AEDは整備されている、ただ使うとききちんと使えるか、その辺の講習などは今どのようになっておりますか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） ただいま、AEDの使用法も含めた、そういう救命講習の関係でお尋ねございましたけども、現在も救命講習につきましては随時行っておりまして、北見地区消防組合の方で普及啓発活動の推進というようなこともありまして、そういう要綱を定めまして、応急措置、それから救命講習というかたちで随時進めております。28年度でいいますと17回、訓子府町でいいますと17回行っております。町内会とかそういった地域のところを対象にしたところが1件、それから福祉施設のところでは3件、それから企業等で2件、役場での講習だとか、そういったところも含めまして5件、それから学校や子ども関係の施設のところでも3件、それから住民グループの申し出もありまして、そこでも3件ということで17件行っております。24年から5年間で申し上げますと72件の講習を実施しているという状況になっております。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 整備と同様にあわせてそういう講習も行われているということで安心いたしました。私も当初は頻繁に講習を受けたんですがしばらくそういう講習も受けていなかったもので、そういう講習について情報が自分の中でなかったものですから、あえて伺いました。AEDは置く場所によって電池の使用量、消耗が早まるのか、そういうこともありました。今、各課で管理するということですが、例えば地域集会所などにか冬期間、寒いところやなにか、そういうところの保守管理はどなたの担当になりますか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 地域集会所につきましてはですね、日ノ出地区ふれあいセンターですとか、鉄北地域集会所、西地域集会所、末広地域集会所に配置しておりますけども、地域集会所の担当が町民課になっておりますので、所管課の方で点検するというように進めております。点検内容につきましては、バッテリーの状況、それからパット等の状況等を確認するというようなことになっております。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 今、それぞれできちんと保守管理されているということで安心いたしました。今あちこちでいろいろなAEDの整備状態、保守管理について、いろいろな状況があったものですから、訓子府はどうなのかなという不安の声もありましたのであえ

て伺いました。今いろいろ伺いましたところ、きちんと整備され、保守管理もされているということなので、まず一安心したところではあります。この件についてはこれからも一層、いつどういふことがあっても対応できるような保守管理を継続的にお願いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 回答求めるんですか。

○9番（河端芳恵君） はい。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） ただいま継続的に今後とも適正に管理するべきではないかというご質問でございました。先ほど町長からの回答にもありましたように、導入時期、それから本体、それからバッテリー等の取り換え時期等もきちんと管理台帳等で管理してまいりたいと思いますし、定期的な点検に努めてまいりたいと思いますのでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） AEDに関しては今、十分、現状とこれからの考え方も伺いましたのでAEDに関してはこれからもよろしく管理、整備お願いいたします。

次に、子どもを見守る安全対策について、町長、教育長に伺います。

子どもたちが悲惨な事件や事故に巻き込まれるニュースが連日のように報じられています。

加害者、被害者が低年齢化しており、また今までには考えられないような事例もあり、子どもを見守る対策が急がれています。

そこで次の点について伺います。

1、子どもたちを心身共に健やかに育てるためには、家庭、学校、地域が連携して事件・事故から子どもを見守る対策が何よりも大事なことだと思いますが、どのように考えていますか。

2、特に登下校時や放課後の地域の見守り体制をどのように進めますか。

3、インターネットやスマートフォンの普及により、思いがけない事件に巻き込まれるケースもありますが、学校では利用方法などの指導はどのようにしていますか。

以上、伺います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「子どもを見守る安全対策」について、3点のお尋ねがございましたので、お答えさせていただきます。

まず、1点目の「家庭、学校、地域が連携して事件・事故から子どもを見守る対策についての考え」と2点目の「特に登下校時や放課後の地域の見守り体制をどう進めますか」についてのお尋ねがございましたが、重複することもございますので、あわせてお答えをさせていただきます。

子どもたちの安心・安全の確保については、学校の教育活動において基礎となるものであり、学校では安全教育によって、子どもたち自身が「自分の身を守るための能力と対応」を身に付けさせ、安全意識を育てているところです。

子どもたちが、いつ、どこで、事故や事件に巻き込まれるかわからない状況の中で、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら、地域ぐるみで安全確保と見守り活動の推進が必要と考えているところです。

具体的な取り組みとしては、子どもたちの登下校時の安全対策として「決まった通学路を通る」、「寄り道をしない」など、安全確認指導や通学路の危険箇所を点検し、周知するなど校外生活指導を実施しております。

また、子どもたちの登下校時の見守り活動では、登校時の交通安全の立哨や見守り活動、子ども110番の家、子ども安全パトロール隊など、町内各関係団体や地域の方々のご協力をいただきながら、見守り活動を進めているところです。

さらに、校外生活では、学校や保護者、防犯協会と連携し「夜間の校外生活指導」を実施するなど、子どもたちの安全確保に努めているところです。

特に、学校における安全教育の充実や、家庭でも事故や事件に遭わないために、子どもとの話し合いへの啓発活動など、身を守る取り組みとあわせ、関係機関や地域との連携、協力体制を推進し、子どもたちの安全確保に努めてまいります。

次に、3点目の「インターネットやスマートフォンの普及による学校での利用方法などの指導」についてのお尋ねがありました。

インターネット環境の急速な普及に伴い、全国的に子どもたちがトラブルに巻き込まれたりする事案が多発しています。

子どもたちをネットトラブルからの被害者にも加害者にもさせないよう、学校における情報モラル教育の一層の充実が求められているほか、家庭への啓発を行いながらインターネット等の安全、安心利用に向けた家庭でのルールづくりがもっとも重要と考えております。

本町での学校での子どもたちへの指導については、毎年、各小中学校において、通信業者や専門家を招き、インターネットの安全利用やスマートフォン利用の危険などをテーマとした講演会を開催するなどの安全教育を進めているところです。

また、PTAなどを対象とした「はぐくみ講座」において、インターネット利用でのトラブルをテーマとした講演会をPTA連合会が主催し、各家庭に向けての啓発活動を実施しているところです。

これからも、子どもたちのインターネットなどの適切な利用などについて、学校・家庭と連携を図りながら一層、取り組んでまいります。

以上、お尋ねのありました3点について、お答えさせていただきましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 本町でもつい最近になりますが、子どもに声をかけたりする不審者の情報があつたようですが、そういうとき、学校、家庭などの連絡や連携、地域の見守りの協力など、そういう事例に対するマニュアルなどはできていますか。どのように対応が行われていますか。

○議長（上原豊茂君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） 今、お尋ねのありました今年の春先に本町でも児童が不審者と遭遇し声かけの事案が発生した件についてのお尋ねでございますけども、この件に関しましては、そういった事案の報告を受けた後、各学校間との連携を図りながら事案の情報共有化とあわせてこの対応についての打ち合わせを関係機関、警察も含めた関係機関と連絡調整を行いながら対応を図ってきたところです。1点目は、そういった事案が発生し

た中での関係機関による見守り、巡視活動や見守り活動、それと再発防止のための児童の集団下校の対応など、そういった対応を図りながら情勢を見てきたところであります。またそのほかにPTAの情報の発信だとか、また近隣の町内会、調査を通じての事案の発生の情報の共有などを図りながら地域での見守り活動の協力をお願いしたような経過がございます。そういった取り組みを本年の夏休み前まで学校での取り組みについては夏休み前まで継続しながら再発の危険性がないことを確認しながら対応を図ってきたところでございます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 今は日が一番短い時期でありますし、子どもの下校時は暗くなっていることが多くありますし、子どもでなくて、ちょっと大人、私の近所の大人がちょっと嫌な目に遭ったという事例もありましたので、そういうことも含めて地域で見守りなり、そういうことがあったとき、気を付けましょう的な、地域などへの情報提供とか、そういうことはどのようにされておりますか。

○議長（上原豊茂君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） 児童・生徒に関わる部分だけでちょっとお答えさせていただきましたけども、地域への情報の発信というところでございますけども、今回については保護者や該当の町内会への情報の発信と共有というところで行われましたが、あまり問題の個々のケースをみていかないと、それが広がることによって個人が特定されたり、いろいろなことにつながるということも、ちょっと懸念されますので、そういった状況を見ながら今後とも対応をとっていきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 私の周りにもいろいろな方がいまして、やはり地域なり、周りの大人たちが気を付けて子どもたちを見守りしなきゃいけないということをつくづく感じたりしているものですから、そういう地域ぐるみで子どもたちを守ろうというか、そういう気運なり、そういうあれは、町内会とか、そういう会長さんたちには、そういうようなお願いなんかもあるのかもしれませんが、具体的に地域に子どもの見守りの連携とかお願いみたいなことは、今どのように進んでいますか。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） ただいま、地域での見守りのお願いについて、どのようにされているかというご質問がございました。先ほど教育長の答弁にもございましたが、効果的なのは110番の家ということで、これにつきましては、各子ども育成会を通じてですね、その110番の家になっていただく家をですね、リストアップして、それを表にしまして児童や関係する子ども育成会等に配布をしてステッカーを貼って、かけこみ寺的なようなことをしております。その他、安全パトロール等もございますが、これにつきましては、なかなかお願いした経過からかなり時期もたっているということもございまして、やっていた方が高齢化しているということもございましてですね、年に1回ぐらいはですね、はがきでお願いしている状況でございますが、なかなか季節的なことや、就労の関係も含めましてですね、最近につきましては、ちょっと難しい状況になっているということで、110番の家等を重点的にですね、やっているような状況でございます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 子ども安全パトロールは10日、20日でしたか、そういうことで町からのカレンダーにも子ども安全パトロールの日ということで表示されておりますが、私の近くでも大体3人ぐらいの方がそのときに出たり、あと新入学のその時期、1週間ぐらいは出たりしております。ただ、今おっしゃったように高齢化しておりますし、やはりこういうことがあるということをもっといろいろな年代の人にも広めて進んでこういうパトロール隊などになっていくなど、そういうような工夫も必要なのかな。協力依頼なり、いろいろな声かけも必要なのかなと思います。ただ、地域でいえば、きちんとそれがなされている地域と、やはり立ち消えになっている地域もあると思いますので、そういう意味で、あらためてこういうことで子どもたちを見守りましょう、安全パトロールを行います、協力してくださいとか、そういう新たな呼びかけも必要なのかなと思いますがいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 河端議員おっしゃるよう子どもたちの今、状況の中では本当にライフスタイルが10年前と比べて大きく変化している中で子どもたちの取り巻く環境が危険も含めて、ちょっと潜んでいる状況が多くなってきているのは今言っているような状況もございます。それで私自身は今お答えしているように、河端議員おっしゃるよう地域の見守り活動というの必要だという部分ありますけど、先ほど来お答えしているように、やはり学校でやる校内的な安全の確保と、それと家庭で行うこと、例えば家庭でやはり子どもさんとルールづくりとか防犯意識を高めながらやるということも一つの大きな役割だと思っていますし、そこを地域の中でどう見守っていくかというところがこれからの課題だというふうに捉えていますので、一層それぞれの役割のもとで連携をとりながら、特に地域活動の中での安全確保のところを努めてまいりたいと思いますのでよろしく願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 入学時ですか、子どもたちにホイッスルとか緊急時のマニュアル対応の中で、そういうものも支給されたり、防犯ブザーみたいなものが支給されたりとかありますが、そういうことはどのように、入学時だけとか、そういうものの支給はどういうふうになっていますか。

○議長（上原豊茂君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） 新入学児童に対する防犯用品の支給ですけども、各いろいろな業者の方からホイッスルが支給されていたり、防犯協会から防犯ブザーが支給されてきた経過がございます。そういった支給品をどう使うかというところが学校での役割でありますし、安全防犯教育の中で、その使用方法、どういった場合にこのものを使うかというものを指導するほか、先ほど社会教育課長の方からありましたとおり、町内でのこども110番の家、どういったときに、危険を感じたときに、こういった110番の家に駆けこむというようなことの安全教育を実施をしているところでございます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 私がなんで子どもの安全にこだわるのかというと、私が保育所のとときにみた子が事件に巻き込まれて亡くなった子が2人います。そのこともあって、その事件から20年以上たった今でもテレビなどの報道でそういう子どもの事件があると、とてもその頃のことを思い出して、やはり周り、社会全体で子どもを守っていかなきゃいけないということをつくづく感じるものですから、このような質問をさせていただきました。その中でやはり今いろいろな子どもの安全に対する教育について家庭、学校、それぞれ、いろいろ指導されていると思いますが、特に今、インターネットの事件などが関連する事件が問題になっていますが、学校ではどのようなかたちで指導されていますか。また、今、中学生のお子さんたち、子どもたち、学校に携帯を持ってくるケースとか、その辺は学校ではどういうふうになっておりますか。

○議長（上原豊茂君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） ただいま学校におけるインターネットの情報モラル教育の関係と携帯等の学校への持ち込みについてのお尋ねがございましたけど、まず情報モラル教育については答弁で申し上げましたとおり毎年インターネットの利用やその危険性について小学校、中学校、それぞれ年1回開催をしているところです。小中学校とも合わせてNTTなどの通信会社、その方を講師に招いたり、管内にいらっしゃいます、危険性をはらむことに長けている専門家の方もいらっしゃいますので、そういった方を招いての情報モラル教育を毎年、小中学校で開催をしているところです、また携帯電話の学校への持ち込みについては各学校とも原則禁止をしているところです。学校での調査などで携帯電話、自分のものとして所有しているという調査も行っているところでありまして、そういったところも含めて学校での指導についても毎年行っているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 学校には携帯電話は持ち込み禁止ということでしょうけど、中学生ぐらいだったら、どれぐらいの確率で携帯電話などを持っているのかとか、あとLINEなんかを利用しているのか、そういうような状況ってというのはわかりますか。

○議長（上原豊茂君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） 今、中学校の生徒の携帯電話等の所持率についてのお尋ねでございましたけども、今年、中学校でそういった調査を実施しているところです。中学校全体で、スマホを含む携帯電話の所持率については約3割の生徒が所持、所有しているということです。またインターネットで限って言えば、携帯電話だけではなくて、ゲーム機だとか、音楽プレーヤーとかでも通信環境が整っている機種もありますので、そういったものを含めると85%の児童がそういった機器を所持しているということですので。そういった状況もあることから、そういったネットトラブルの加害者にも被害者にもならないような、教育が学校でも家庭でも非常に重要だというふうに考えているところです。買い与えるのは保護者の方なので、そのルール作りをどうしていくかということも学校を通じて各家庭に啓発をしたり講演会を通じて啓発をするなりといった対応を図っているところでございます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 家庭と学校が連携してそういう対策をとっていらっしゃるようですが、例えば思いがけない事件というか、例えばネット上でいろいろな中傷なり、またトラブルに巻き込まれたりしたとき、相談体制というんですか、何かそういうものを相談できるような状況というのは、子どもが相談に来なければ抱えたままということもあるかもしれませんが、例えばそういう問題を持った、抱えた子に対して相談できるような体制というのはどのようになっていますか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、特にネット関係による、今、通信の方法としてはLINEだとかSNSだとかインスタとか、いろいろな情報があるということで、ちょっと知っていただきたいのは例えば数年前まではそういうLINEとかそういう通信方法ではなく、インターネットだけでしたので、それは道教委なんかでネットパトロールという方法があって、そこに例えば何々学校というように打ち込めば、そこでアップしたものがそこにかかって、そういう情報が入っているというようなかたちでわかったんですけど、先ほど来言っているように今はLINEだとかいろいろな方法があってグループ化でやっているのかその辺まではちょっと捉えきれないという状況の中で今ネット社会の中でいろいろなトラブルが発生してというのが今現状だということでございます。そのような中で例えばそういうところを通じた中で子どもが例えば中傷されたという事案があればですね、それを発見した中で特に身近にいる担任なり友達なりからその情報を得ながらですね、学校全体でその辺のところをどういう状況の中の内容だとかを確認して個々の状況に応じて対応している。さらに例えばものが大きいものであれば教育委員会なり、さらにその上のそういう専門業者も含めた中でのですね、そういう対応をとる体制になっているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 今月の広報の折り込みですが、このようなものがたまたま入ってきて、こういうような相談システムなり、あれもあるんだと思って、私もここに登録をしてみました。やはりできるだけ情報網なり、ネット、網は網の目が細かければ細かいほどいろいろなものをすくえるということもありますので、やはりこれから子どもたちを加害者にも被害者にもしないように学校、家庭、それから地域で見守っていかなきゃいけないということをつくづく感じております。その中で今いろいろな取り組みもされているようですが、これからに向けて今までの取り組み、またこれから地域なり親に向けてこういうふうな要望なり、いろいろなことを行うとか、そういうようなお考えというのはありますか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 特に今おっしゃったように学校、家庭、自分自身というところの、そういう意識の役割なりも含めたことが一番やはり大切だと思っておりますし、特に今、義務教育までの子どもでいえば、その子どもが自分で所持することでできませんので、買うときも含めた中で言えばやはり保護者ということになりますし、やはり家庭の中でのやはり時間を設定した中での利用方法だとか、例えばこういう場所で利用できるとか、特に買うときにはフィルタリングというんですけど、危険なサイトにあれしないようなフィルタリングの契約だとかってございますので、まずはその辺のところを含めた家庭での啓

発にこういうチラシも含めてですね、特に家庭の中でそういうような、今ネット社会の中でそういうルールづくりを行うだとかを含めてですね、啓発に努めて適正な例えば情報機器の取り扱いについて努めてまいりたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 今はインターネット抜きに考えられないような状況があります。学校でもインターネットでいろいろな教育をされて、パソコンを使用する、そういう指導もあると思いますが、学校のパソコンは外部の接続とかフィルタリングとか、そういうことはどのようになっていますか。

○議長（上原豊茂君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） 学校でのパソコンの使用ですけども、学校で使うものですから、主には児童・生徒の調べものだとか、あとはプログラミング教育だとか、そういったところで使っているものですので、フィルタリングなどという処置はもちろんのこと、教職員が安全な利用について指導を行っているということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） 今さまざまな登下校、学校、家庭、いろいろな子どもを巡る危険から身を守るということについて、いろいろ伺いました。今かなり教育委員会なり、町側もきちんと今の状況を把握して子どもたちが事故に遭わないような、きちんとした配慮がなされ、指導がなされているということを開き安心いたしました。またこういうことは日々いろいろな情報に変化したり、いろいろなことがありますので、これからも子どもたちが危険な目に遭わないように、子どもたちがそういうことから回避できるような、きちんと能力なり指導ができるようお願いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） いつどこでも危険が潜んでいるかわからない状況のこの世の中のこの時代の中で、子どもたちがそういう事故や事件だけではなく、さまざまな安全というところは確保していかなきゃならないと、一層、学校、家庭、地域と連携しながら、子どもたちの身を守るための対策に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 河端芳恵君。

○9番（河端芳恵君） これからも子どもを守る取り組みをよろしく願いいたします。決して訓子府の名前が変なところで出ないような、そういう訓子府であってほしいと思いますので、これからもよろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（上原豊茂君） 9番、河端芳恵君の質問が終わりました。

ここで午後3時5分まで休憩といたします。

休憩 午後2時52分

再開 午後3時 5分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、7番、工藤弘喜君の発言を許します。

工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。それでは私の一般質問を通告書に従いまして質問をしていきたいと思っております。今回2点の質問項目になっています。まず初めに町長にお伺いをいたします。

国保都道府県化についてということですが、2018年度から始まる国保都道府県化では、市町村の保険料が焦点となっています。北海道は既に実施している第3回の仮算定は公表せず、一方で道と各市町村は、この仮算定をもとに保険料について協議をしていると伺っています。

11月27日には納付金の本算定が示されたと聞いているところでありますが、これらの経過を踏まえ、次の事項について町長に伺います。

まず一つ目ですが、これはすいません、訂正をお願いしたいんですが、本町は保険料方式ではなくて税方式をとっていますので、保険税というのが基本的に正しいかと思っておりますので、本町の保険税はいくらになるのか。

二つ目、2018年度以降の法定外繰り入れの考え方についてお伺いいたします。

三つ目は、今後、国保財政調整基金はどのようになるのか。これについてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「国保都道府県化について」3点のお尋ねがありましたのでお答えをさせていただきます。

まず1点目に「本町の保険税はいくらになるのか」とのお尋ねがございました。

昨年12月の本議会でもお答えした所得200万円、夫婦2人のモデル世帯で申しますと、先月公表された「国保事業費納付金の仮係数による本算定結果」では、平成29年保険税率の算定で、本町では29万4000円、北海道が示す激変緩和後の標準保険料による算定では、32万4,500円で、3万4,100円高くなり、伸び率は11.7%と示されました。昨年の公表結果と比較しますと36万1,600円から3万7,100円低くなりましたが、それでも標準保険料算定では現行より高くなる算定が示されました。

ただし、全体としては、現行税率による保険税の算定が、11月27日に示されました「平成30年度国民健康保険事業費納付金概算額」を上回る算定となり、平成30年度につきましては、現行税率で賦課できる見込みとなりました。

来年2月には国民健康保険事業納付金が決定しますので、その後開催する国民健康保険運営協議会において新年度予算等の審議をいただくまでに、平成30年度以降の保険税率についても決めていきたいと考えています。

2点目に「2018年度以降の法定外繰り入れの考え方」についてのお尋ねがございました。

この法定外繰り入れは、本町のみならず全国の多くの市町村が国保会計の赤字分を一般会計から補てんしており、本町では平成20年度から平成27年度まで、一般会計からの法定外繰り入れにより国保会計を運営してきた経過があります。

本来広域化になっても制度の性格上、原則法定外繰り入れをしないよう予算編成をしなければならぬものですが、今後所得の変動などの影響により、赤字運営になる恐れもあ

ります。その場合の基本は、北海道の財政安定化基金から借り入れし、翌年度以降に返済していくこととなりますが、そのような状態が訪れた時に改めて検討したいと考えていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

3点目に「国保財政調整基金はどのようになるか」とのお尋ねがございました。

本町の国保財政調整基金は平成20年度以降、実質ない状態ではありますが、平成28年度決算において若干の残額を積み立てしているところです。この基金については、平成29年度の決算の状況にもよりますが、平成30年度に残額があった場合にも、平成30年度以降にこれまでどおり活用することができます。今後もこれまでどおり、決算残額がある場合には基金に積み立て、翌年以降に活用することとなります。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 今3点についてお答えをいただいたわけではありますが、この点について若干懸念されるというか、ちょっとこれはどうなのかなという点が何点かありますので、確認も含めての質問になるかと思いますが質問させていただきます。

まず初めに、保険料のことなんですが、保険税ですか本町については、これでいきますと、今の回答で示されておりましたように、今回この新しい制度になることによって激変緩和措置をした、激変緩和の措置をした後の算定でもって現行からみて、現行の算定からみて3万4,100円高くなるという結果、伸び率で11.7%というかたちで示されておりますけれども、確かに最初の仮算定の中で示されたのが、もっともっこう非常に高い金額であったので、それからみれば抑えられたといえるかもしれませんが、現行の今の保険税、例えば訓子府の28年度の決算報告書からもみても、国民健康保険税が2億5,500万円徴収していると、収入としてあるということになりますが、こういった部分からみても、やはり上がるということで行けば、非常に被保険者にとってはなかなかつらいところがあるというのも実態であります。その中で、まだこれはまだ仮算定というか本算定といいながら、まだ最終的にはまだ決まってはいませんけれども、この負担をどうやって町民の負担をどうやって緩和していくのかということも含めて考えていくのが本当に大事なことになるのではないかなというふうに思っています。その中でそういう捉え方からいきますと、もうこういふかたちで一つは示されたんですが、この示された中のちょっと若干本当にちょっと1、2点なんですが、例えば30年度については現在訓子府の保険税の税率、こういうふうにして算定しますよと、なりますよという基礎的なものがありますけれども、例えば基礎分の保険税についていけば、いわゆる所得割で5.6%、そして資産割で10%、均等割、これはもう個人割なんですが、2万9千円、世帯割の2万9千円、それで課税限度額が54万円となっていますが、おそらくこれは4万円ほど今度上がっていくのではないかと。限度額を上げるというかたちになっていますので58万円、あとは後期高齢者の支援分1.4%の所得割の資産割20%、1人当たり3千円、そして1世帯当たり3千円、これは限度額は変わらず19万円と。そして介護納付金保険税分、これは40歳から65歳未満の人で所得割で0.7%、資産割で4%、そして1人当たり7千円、1世帯当たり5千円、そして16万円が限度額なんですが、これについては、とりあえずは変わらないと。限度額を超える分、いわゆる基礎分は4万円ほど増えていくけれど

も基本的にはこのベースでこの納付金を個々に振り分けるといったらあれなんですけれども、徴収のいわゆる徴収算定のもとにするということの間違いないですか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 平成30年度の保険税についてでございますけれども、11月中旬に出された仮係数による本算定、これによりますと現行税率での課税で30年度は賄えるという試算になっておりますので、最終的には2月に本係数による本算定になるんですけれども、大きくは変わらないと見込んでおりますので、現行税率、先ほど工藤議員がおっしゃっていましたように基礎額であれば所得が5.6%、そして均等と平等が2万9千円、そして賦課限度額が12月に示されてくることになると思うんですけど、4万円上がる、それで58万円ですか、この額で来年度、平成30年度は納付金を賄えるということになっておりますので、今のところ現行税率を30年度に適用しようと考えているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） そうするとこれは30年度はそういうかたちで賄えるということになれば、これは当然、その年によって納付率の問題も出てきますよね、徴収率というのか納付率、この問題もあるし、もう一つは給付が非常に増える年も、もしかしたら高度医療の問題も含めてあるかもしれないということで、非常に高騰する場合、納付金が増えてくる場合があり得るということ。そうなったときには、今回示されたような、これは毎年ように納付金が出るたびに見直しをするというのか、変えていかざるを得ないという状況になるんでしょうか。この辺の考え方、これは次の質問の繰り入れの問題も含めて、ちょっと関係があるんでないかなと。一般会計からの繰り入れの問題も含めてにつながることはなるかなと思うんですが、これについてちょっと伺いたします。やはり毎年のようにこれは計算して変えていくということになるのかどうか。お願いします。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 収納率、そういったものが納付金に影響を与えるのは確かかとは思いますが、大きくは変わらないと考えております。納付金の仕組みと申しますか、基本的には毎年変わってくることにはなるんですけれども、納付金による保険税の算定でいきますと、激変緩和が6年間、毎年2%ずつ上がっていきますので、今年現行税率で賄え、平成30年度は賄えますけれども、31年度につきましては2%上がる、その次につきましては、また2%上がるというような見込みも立っております。実際には納付金が示されて、どれぐらい足りないのかという試算をしなければ何とも言えませんけれども、6年間2%ずつ激変緩和が上がっていきまして12.6%、これが6年間で高くなるという試算になります。うちの町は実は12%を超えた試算になっております。ただ、超えたものが6年後にいきなり上がるかというのと、そういうことではなくて、それも緩やかにということで道の方では今のところ表向きには言っておりませんが、そういった考えも持っているようでございます。そういったことでは若干、保険税が上がっていくということは想定できるんですけれども、医療費が上がったから保険税が上がるということにはイコールにはならないようです。医療費自体は全道で道がまとめて払うということになりますので、医療費水準が低いことにより調整交付金で町に入ってくるという仕組みもあるので、そういったものが入ってくれば保険税が下がるということも逆にあたりは

しますので、保険税が高くなるからといって、そのまま翌年以降の保険税に影響するとはちょっと考えにくい仕組みになっているようです。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） おそらくそうだろうなというふうには思っていましたけれども、いずれにしても現時点でも伸び率11.7%と、それで現行のこの保険税の算定の基礎からいっても、やはり負担になる部分があると。その中で特に均等割、平等割の関係で、いわゆる応益負担の部分が法定減免ありますよね、今までしていますよね、7割、5割、2割と、この制度については法定の減免は継続されるというふうに捉えていいのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 減免といいますか、7割、5割、2割、この制度につきましては引き続き継続されることになっております。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それであれば、そういうことも踏まえながらの質問になるんですけども、例えば32万4,500円で3万4,100円高くなるということ、これモデルの中でありますけれども、おそらくこの伸び率11.7%というのは全体的にそういうかたちになるのかなと思いますが、その中で法定減免で均等割、あるいは平等割が軽減されるという部分は、やはり所得の少ない方たちの分が軽減されていくといいながら、例えば一番その中で、それでも負担しなきゃならないのあるとは思いますが、今回の最低、道の算定の中で応益割合と応能割合、これはどのようなかたちになっていたでしょうか、いわゆる応益というのは均等割、平等割、例えば訓子府でいけば1人当たり2万9千円、基礎分でね、そして平等割でいけば2万9千円、1戸当たり、これ基礎分ですってそういう、その部分が応益割になるんですけども、道の算定でこの応益割の割合と応能割、いわゆる所得割ですね、いわゆるお金のたくさん収入のある人は余計払うような仕組みになるんですけど、余計払うというよりもその部分の所得割の部分ですね、これの割合をどのような算定基礎になっていたでしょうか、計算的に。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 道が納付金を算定するにあたって標準保険料を各市町村に示しているわけがございますけれども、その率によりますと、応能分が43%、応益分が57%ということになっておりますが、標準保険料を示されてはおりますけれども、それを各市町村で決定することができますので、応能、応益のこの割合につきましても、うちの町独自の割合になるかと思っております。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） そこまではちょっとわからなかったんですが、独自に決めることができる、その割合については、であれば本町はおそらく応能でいくと55か56になっているのかな。50、50ですか。質問なんですけども現在の応益割と応能割の比率はどうなっていますか。現在。

○議長（上原豊茂君） 町民課長。

○町民課長（原口周司君） ただいま、課税の中での応能割と応益割の割合についてのご質問でしたけども、国保税につきましても、最初は税率で計算した求められた税、課税額

から先ほど議員がおっしゃられました軽減額を引っぱる、さらにそのあと限度額を超えている世帯の分の限度額分を引っぱるということになって、最終的に税額になるわけですが、減税額と限度額を引っぱる前の数字でいくと大体、応能が7に対して応益が3、それが軽減額と限度額を引っぱった後の実際に課税する額になった状態で応能が6の応益が4というような状況になっております。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 一般的によく言われているのは応益割というのは、やはり所得の低い世帯に非常に大変なことになると。当然そうなんですが、戸割と均等、いわゆる決まった2万9千円ですからね、本当に所得の低い世帯にとっては応益割というのは非常に影響が大きいわけですので、道のそういうふうな43対57ということも6：4、最終的に6：4ということであればぜひこの線は崩さないで本町としてやっぱりいくべきでないかなというふうに思っているところですので、ちょっとそこら辺も先に向けてぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

次に今そういうことも含めて考えていきますと、法定外繰り入れについて、最初の答弁ではちょっと踏み込んだ答弁にもなっていないなかなというふうに私は思っています。やるともやらないともというよりも、今後を見て翌年度以降の状況を見て改めて検討したいということになっているようでありますが、ここでもう既にこの負担が増えるというのが明らかな中であって、もしこれが例えば先ほどもちょっと出たんだけど、毎年のように変わっていく可能性のあるものが納付金が賄えきれない場合はどうなのかと。払えない場合どうなるかということになったときには道の方からは三つか四つの案のようなものがあつたような気がします。一つは法定外繰り入れをどうするのかという問題、これは先ほど答弁の中にもあつたように全道的にこれを進めているから、これはやはり各町村にしたなら進めざるを得ないのかなということも含めてあつたと思いますし、もう一つは新しく、ここでも出ていますけれども、財政安定化基金、道がつくる、これから借り入れをして、そして借り入れを返すときには、それが保険料、いわゆる納付金に跳ね返っていくような仕組みになるというふうなこともいわれましたけれども、これだとか、そしてもう一つが基金からの返済というか、財源にすると、そして最後にあるのが保険料のアップということの四つが当然出てくる話になるのかなと思うんですが、例えばこの中で前も言われていたんですが、例えばそういう赤字になるような、賄いきれない場合は都道府県財政安定化基金から借り入れをします。翌年度以降これを返済していくことになるというようなことも含めて起きたときには、何ていうんですか、いわゆる赤字解消計画ですか、こういったものをつくりなさいということをお願いしていますよ、その赤字解消計画についての具体的な指示のようなものが何か今回示されたんでしょうか、ちょっとお願いします。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 法定外繰り入れについて、あまり深く答弁されていないというご指摘でございましたけれども、今のところ30年度予算では法定外繰り入れなしに予算が組めるという状況になっておりますので、今の段階で法定外繰り入れをどうするかということを決める必要がないという今の状況かと思っております。それで先ほど議員から言われましたように、赤字になる場合にいくつかの方法があるということなんですけれども、法定外繰り入れをするという場合にはこれは道でもできないことではないといわ

れておりますし、新聞報道でも国の方から原則、法定外繰り入れは認められないだけでなく、保険料がすごく上がる、そういった場合には、そういったこともやぶさかではないという新聞報道もされておりましたので、そういったことから考えても法定外繰り入れをやらざるを得ないときが、もしかすると将来的にくるかもしれないんですけども、そういった場合に赤字解消計画というものを提出しなければならないことになっております。そういった様式だとかについては、もう早々と昨年のうちから示されてはおります。ただ、うちの場合につきましては、平成28年度が黒字の経営になっていたこともありまして、そして平成30年につきましても保険税で納付金を賄えるという試算が出ておりますので赤字解消計画の対象にはなっておりません。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） ここ近年、農業の状況も決して悪い状況でもなかったということもあって、やはり保険税がそこそこ入ってくるという状況があったのも当然そのとおりなんです。そういうことも含めて黒字ということになるんですが、今後、今の時点でも11.数%が負担が増える中であって、増えながら全体として黒字になるということなんでしょうけども、仕組みとしては、制度としては黒字になってみても、被保険者の立場からいけばやはりなかなか厳しいものもあるということをやはりちゃんと見ていないと、この繰り入れの問題も含めてね、なかなか難しいのかなというふうな思いも正直しているところです。それともう一つは道の基金から借入れをすれば、当然それが納付金に跳ね返って返さなきゃいけないという問題ありますから、さらなるまた負担が増えるという問題含めて、やはり自治体としては、望むところであれば、やはり今の現行の負担を超えない、せめて増えない仕組みをやはり堅持していただかなければ被保険者を取り巻く状況というのはやはり非常に厳しくなってきていますので、そういうことも含めてぜひお願いをしたいなとか、考えをもっていただきたいなということをお伺いしたかったので、その点からいけば町長にこの問題ではもうこれ以上特になんかありませんかとお伺いしたいと思います。その覚悟とか考え方ですね、向き合い方といいますか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 何度もこれ答弁させていただきましたけれども、年間で3千数百億円の全国的には赤字があると。そして市町村の保険税がばらつきがあると。これは安定的に国民皆保険を維持していくために、この制度のあらため方、すなわちそれは都道府県と市町村が共存しながらやっていくという制度がいよいよ平成30年度から始まるということでもあります。一つはその点でいくと安定的な保険財政運営をどうしていくのかということ北海道を中心にかなり私どもともやり取りしながら今日まで至ってきたと。ご存じのとおり私の町でも説明会があり、またうちの方でも直接担当局長等に行って訓子府町は所得が高い、そして全体的に3万数百円の上がるという状況は、こんなことは看過できないということも含めて抜本的な考え方をあらためるべきだということを含めて何度もお願いをしたり要請をしてきた結果として、とりあえずは今、課長から申上げましたような状況であります。しかしこれも過去7、8年間、私が町長になってから国民健康保険税は上げないでしております。すなわち実態として年度ごとに1億とか数千万円の保険会計は赤字でございましたけれども、一般会計から繰り入れして負担者、保険者の負担がないようなことで、当座進めてきたという経緯がありますので、この点でいいますと、

まずは30年度はよかったねという状況ですけれども、根本的に全体の保険のこの保険制度を維持していくということと、それから負担者の負担感をどうやって緩和しながら長く安定的な国民健康保険制度を維持していくかということが問われていくのではないかと。その点では新しい年度、30年度からこれ始まることをございますから、あらためてこのまた状況、推移を見ながらですね、私どもとして、町村としてこれらの対応は激変緩和を一般会計からするかしないかということも見極めながら、この1年間というのは進めていかなきゃならないだろうというふうに考えておりますので、当座はご理解をいただきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） わかりました。この関係で1点だけちょっと、そんなに難しいことじゃなくて、今回の制度の変わりによってどうなっていくのかというのちょっと気になったことがあったんで1点だけなんですけど、今、葬祭費5万円出ていますね、それともう一つは出産育児一時金42万円でしたか、これの扱いなんですけど、おそらくこれは国保の運営、今やっている運営協議会の中でも議論になっているんでないかと思うんですけど、どういうふうな金額が示されているのか、おそらくこれ全道でプールにしたいというか、同じにしたいという話が阪さんという人が来たときに聞いたような気がしたんですけど、これについてお伺いいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） これも全道的な状況を見ながら今、最終的な考え方を、うちの町はお葬式、葬儀の場合については保険者については5万円を支給すると。これ全道で3か所ぐらいではないかと記憶しています。あとのほとんどは3万円だということで、これは申し訳ないんですけども、3万円に引き下げさせていただこうというふうに考えています。それから出産のことについては従来どおりという考え方で今進めています。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） これで国保については、ちょっとまだまだ細かいところ含めるとあるんですけど、まず今日はこれで国保の問題については質問を終わりたいと思えます。いずれにしても何だかんだいいながらもやはりこの最終的にこの国保の都道府県化の狙いというのは、やはりいわゆる国保の制度をどう守るかということも確かに大きいんですけど、それに伴った、やはり被保険者、あるいは自治体の保険者の負担というのが避けてとおれない状況というのは、どんどんやはり生まれる。だから国の方も財政を削っていくという意味合いで、こういうふうな仕組みを作り出していくんだらうというふうに思えます。せめてやはり地方自治はやはりその町の住む人たちにやはり防波堤のような、そういう役割というのはやはり非常に大事になってくるだらうと思えますので、そういう部分も含めて今後さまざまな検討をしていただきたいなと思えます。

次の質問に移っていきたいと思えます。

○議長（上原豊茂君） ちょっとお待ちください。

町長。

○町長（菊池一春君） 今、最後のまとめのご意見をいただきました。制度をどう守るかという点でいきますと、市町村が太って被保険者が赤字になるようなことはできるだけ避けたいと。ここだけは制度によって安定的な保険財政を守るといいながら負担感がどんど

ん増していくような状況は避けていかなければならないというふうに私自身は思っています。もう一つ、道の借入金の財政安定化基金を借り入れることについては簡易、できやすいのかもしれませんが。これは介護保険と同じ仕組みになってきているんです。すなわち金は貸すよと、足りなかったら、その代わりに保険税上げてくださいというシステムですから、これは国がお金を出さなくて済むということの裏付けみたいなことになっていますので、これらも動きを注視しながら、新しい保険税の仕組みを見極めながら進めたいと思っていますのでご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 次の質問に入っていきたいと思います。

次の質問は教育長にお願いをしたいと思います。

コミュニティ・スクール導入の検討についてということであります。

今年度の教育行政執行方針で、また、第6次訓子府町総合計画の前期重点プロジェクトの中でも「コミュニティ・スクール制度」導入についての検討を進めたいと述べられております。

よって、次の事項について教育長に伺います。

まず一つ目ですが、「コミュニティ・スクール制度」導入の検討を始めた目的はということです。

二つ目が、重点プロジェクトによれば、今年度検討委員会の設置とアドバイザーによる講演会開催が予定されておりますが、委員会の構成、またアドバイザーについてお伺いをしたいと思います。

三つ目ですが、検討委員会の結論をいつまでに出す予定なのかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「コミュニティ・スクール導入の検討について」3点のお尋ねがありましたので、お答えをさせていただきます。

時代の変化とともに、地域のつながりや支え合いの希薄化により、地域の教育力の低下や家庭教育の充実の必要性が指摘され、また、学校が抱える課題は複雑化、多様化しています。

このような情勢の中で、学校や子どもたちの抱える課題、家庭・地域・社会が抱える課題を地域ぐるみで解決し、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」をめざす仕組みとして、コミュニティ・スクールがあります。

コミュニティ・スクールは、保護者や地域の方々などから組織する「学校運営協議会」を設置し、学校の応援団として子どもたちの教育や学校運営などについて話し合い、学校・家庭・地域が、子どもたちの姿を共有しながら、地域とともにある学校をめざすものでございます。

まず、1点目の「コミュニティ・スクール制度導入の検討を始めた目的」についてのお尋ねがありました。

本町では、認定こども園が開園し、幼児教育から小中学校の義務教育までの連携により、学びの連続と支援の継続が図ることができる教育環境にあります。

本町においては、幼小中、さらには地元訓子府高校との連携を強めていくとともに、こ

れまで培われてきたスクールサポーター事業を発展させた学校ボランティア事業の充実を図り、地域が学校の応援団として位置付けられる仕組みづくりを図るために、コミュニティ・スクール導入の検討を始めたところであります。

次に、2点目の「重点プロジェクトによる検討委員会の設置とアドバイザーによる講演会開催の予定について、その検討委員会の構成とアドバイザー」についてのお尋ねがございました。

昨年、策定いたしました「第6次訓子府町総合計画」における前期5年間の重点プロジェクトとして、コミュニティ・スクール導入の検討を掲げているところですが、本年度「訓子府町コミュニティ・スクール推進委員会」を立ち上げ、コミュニティ・スクールに関する調査・研究とあわせ、訓子府町らしい制度のあり方などについて検討していくこととしております。

推進委員会の構成としては、保護者や地域住民、こども園長・各学校長、学識経験者を主要な構成員とし、その他に町内において、学校支援にご協力いただいている事業所として、商工会やJAきたみらいについても構成員として要請を行ない、推進委員会設置の準備をしているところです。

また、講演会の開催については、コミュニティ・スクールについて広く理解をしていただくために、推進委員や保護者の方々、教職員などの関係者、さらには地域住民の方々を対象とし、道内で制度導入に主体的に携ってきた経験を有し、北海道に登録されておりますコミュニティ・スクールアドバイザーの方を講師に招き、講演会の開催を予定しているところです。

次に、3点目の「検討委員会の結論をいつまでに出すのか」についてのお尋ねがございました。

現段階では、前段でご説明いたしました、この推進委員会における「訓子府町らしいコミュニティ・スクール」の検討・協議内容の推移を見ながら、本町としての制度導入の時期を見定めたいと考えているところです。

以上、お尋ねのありました3点について、お答えさせていただきましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） それでは、何点か気になっているところを質問いたしたいと思えます。まずコミュニティ・スクール、これは先に山田議員もこれに関係してちょっと質問されていたんですが、ちょっと今回、私は違った視点から、このコミュニティ・スクールをみたいなというふうに思って今質問したところです。それで端的に言いまして、コミュニティ・スクールを検討課題に上げていますけども、本町の場合、既に地域連携というか、地域と一緒に子どもたちを見守り、そして育てていくという、そういう状況というのは非常に進んでいるんじゃないかなというふうに思っているところです。そういう中であって、さまざまな仕組み、あるいはつながりも含めたものを持ちながら、例えばPTAも含めて保護者も含めて、あるいは地域のさまざまなかたちでのボランティアも含め、あるいはサポーター制度も含めてある中で、そこまであってもなおかつ学校運営協議会、いわゆるこのコミュニティ・スクールというのは学校運営協議会というものをつくるのがコミュニティ・スクールというかたちになっているようなんですが、これはいわゆる法で

定めたものですよね、今回のコミュニティ・スクール、そこまでを導入していかなければならないという、やはりあるんでしょうか、先ほどの答弁の中でもちょっとお答えいただいているんですけども、ここまでしながら、この導入をあえて訓子府でなければいけないような、さらに目指すものというのは正直どうなのかなという思いが事実するんです。問題はもっとももっとより密接に、先ほど子どもの見守りの問題も含めてありましたけれども、今ある仕組みの中で十分やっていけるのではないかなというふうな思いもしているんですが、この点についていかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） 今、議員の方から現行制度ある仕組みの中で十分取り組みがなされていて、コミュニティ・スクール導入するまでのものが果たしてあるのかというご意見でありますけども、今まで執り行われてきました前段ありましたスクールサポーター制度だとかというような学校支援の活動について、その定着が図られてきているところがあります。また学校運営協議会の目的の一つとしては、やはり今の学校運営にかかる問題については一部、保護者や地域の方々の一部の方々による学校への理解、子どもたちの育ちを理解する場でありますけども、それをもっと広く地域全体で子どもたちを育てていくという気運を高めることが一つあると思います。さまざまな答弁書でも回答させていただきましたけども、今、複雑な社会情勢の中で地域力、地域の教育力や家庭の教育力が低下されているというものが指摘されている中で、それを補う仕組みとして学校運営協議会の中で訓子府町が目指す子どもの育ちを地域全体が共有しながら、そのためには地域が何ができるか、例えば学校の目標の中にあいさつのできる子どもを育てましょうというような目標を定めた中で地域の方は積極的にもっと子どもに対して声かけをしていく中で、子どもと地域とのふれあいや連携、連帯を含めた中で訓子府町の子どもたちを育てていこうだとか、そういった目標の共有化が図れるというのが学校運営協議会の目的の一つではないかなというふうに思っているところです。もう一つ、学校支援の仕組みですけども、今のところでいえば、スクールサポーターやもう一つは学校独自で企業や、例えばクリーン農業推進協議会の中で訓子府の食と農を学んでいる場がありますけども、そういったところを学校独自で今、取り組み、学校と組織と直接関わりを持ちながらやっているところですけども、そういったものを一つの仕組みづくりの中でやっていこうというところあります。人が変わっても、組織が変わっても、それが恒久的に仕組みとして続けていけるものとしてコミュニティ・スクール制度を導入しながら、その仕組みづくりを行っていききたいという考えであります。今あるものが不足しているというところではなくて、今あるものをその仕組みの中にのっけて、仕組みの中で取り組みを進めていききたいという考えでありますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） わかりました。コミュニティ・スクール、今、これ文科省が今回、あとから触れていきたいんですけども、非常に設置努力義務というようなかたちにはなっていますけれども、文科省が進めていくんですが、例えばこのコミュニティ・スクールの仕組みをどういうふうに考えているかといいますと、既にこれはわかってはおられると思うんで申し訳ないんですけども、例えばコミュニティ・スクールでいきますと、例えば市町村の教育委員会がこの協議会の設置、いわゆる努力義務で今やるというのであれば設置し

なきゃいけないということ。そしてその委員というんですか、いわゆる運営協議会ですね、この委員を教育委員会が指名するということになっていますよね、そしてもう一つは協議会の適正な運営を確保する措置もとりなさいと、これが教育委員会としての役割ですよと、そしてコミュニティ・スクールがそういう中で教育委員会主導でいくんですが、ここで、したらコミュニティ・スクールのいわゆる学校運営協議会の主な役割として文科省は何を期待しているかということできると、校長が作成する学校運営の基本方針を承認するんだということですね。そして二つ目に学校運営について、教育委員会または校長にいわゆる協議会が意見を述べるができるということ。そしてもう一つが教職員の任用に関して教育委員会規則で定める事項について教育委員会に意見を述べる、いわゆる教員人事に対しても意見を述べるができるというふうな仕組みになっています。これが三つの大きな機能として学校教育、いわゆるコミュニティ・スクールの機能として文科省の方から示されているんですけども、果たしてこの中でちょっと気になったのは、教職員の任用に関する意見を出すこともできると、教職員とそうすることによって保護者、住民との間に、あるいは学校との間にさまざまなトラブルのようなものが発生しないかという問題、もしかしたら付きまとうかもしれないですよ、そういう部分についてどのような考えをお持ちなのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、議員の方から学校運営協議会における役割、国が示している役割についてのお話があったところです。まず今、現行の制度でも学校の運営や評価について、学校評議員制度というのがございまして、その評議員制度の中でも学校の運営に関する意見や、反映することがまずできているということで、それを一歩進めた、先ほど課長が言ったような地域の中でそういう学校との情報共有を図りながらするというのがまず大きな役割だということでご理解いただきたいと思います。それともう一つは、教職員の任用についてのお話もありましたけど、実際この学校運営協議会については教育委員会の規則で定めることになるとは思いますけど、この教職員の任用に関する意見を述べるかどうかというのは、ここはまた教育委員会というか、全体の運営協議会の中で定めることも検討しなければならないことなんですけど、実施例で言えばですね、今、先進事例で言いますと大体この中で、意見を言ったところは15%ぐらいで、その内容としましては、例えば地域連携を図るために社会教育主事の資格を持った教職員をもしあれだったら図ってほしいとか、例えば外国語活動充実のために英語の資格を持った教員を配置してほしいとか、それとか少年団や部活動の中でのそういう能力を持った人とか、個別のことに関してですね言うことではないという認識の中でこういうことが中に取り込まれているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 教育長からそのような答弁もありましたけれども、いずれにしても委員さんに来てもらって、その中で協議をしていくと。これは当然教育委員会が指名してお願いするという立場の委員さんなんですけど、これはやはり非常にいわゆる教育委員会そのものも含めて、教育長さんそのものも含めての考え方、あるいは学校長の考え方含めて、いろいろな場面というのが出てくるかなというふうな思いもしているところです。特にこの教育という問題、いわゆる学校教育の中に無用な対立だとか、不要な不安なんかを

ね、与えることが本当に子どもたちにとって、あるいは保護者にとってはどうなのかということも含めて、やはり慎重に考えなければいけない、そういう仕組みはいい面だけではなくて、もしかしたら反作用として、いろいろな使われ方もするということがあり得るということもやはり当然考えていかなければいけないところかなと思います。特に先進事例のことも言われましたけども、先進事例というか、結構今進んできているところでは、もっぱら今言われているのは小中でいけば中学校を主体とした小中一貫教育をどう進めていくかという、そういう流れがこのコミュニティ・スクールの文科省というか、またあとでちょっと時間があれば触れたいんだけど、非常に強く根強く持っているんですね、今の教育スタイルを大きく大改革していきたいと。それは何かと言ったら、もう時間がないんで言いますけれども、安倍内閣が進めている今の教育行政、いわゆるこれは教育再生実行会議というところで提言されているんですね、2013年から作った、安倍首相がもう一番やりたかった憲法の改正と教育のこの問題なんですよ、この中で八つの今まで2013年から5年間の間に八つの提言いろいろしているんですけども、その前には基本法も変わっちゃったけれども、例えば何て言うんですか、再生会議の中ではちょっと早口になっちゃうんですが、設置以来に例えば道徳の教科化、格上げ、それからみなさん方も何年か前にやったけれども、教育委員会が首長の権限で教育長を決めれると。いわゆる教育委員会の制度の見直しもこれもこの提言の中から出ています。教育再生実行会議の中で提言されたことが即なっているんですよ。そしてその中でさまざまな提言の中にこの委員というのがまた有識者会議って、そのお友達なんですよ本当に、安倍首相の、これ内閣官邸の諮問機関ですから、それが今、文科省の教育行政を大きく左右していると。前川喜平さんが森友問題でいろいろ問題が出ているんだといった、この背景がここだと思っているんですよ私は。文科省が本当に子どもたちのため、子どもたちの将来のための役割が果たせなくなっていると。こういうふうなかたちで、いわゆる教育再生実行会議のような諮問機関で決められたことが、どんどん制度化され法制化されて議論もないまま進んでいる。そして最終的にこの6次提言で出されたのが、このコミュニティ・スクールなんだけれども、そういった観点をやはりしっかりどこかでもって議論をしていかないと、制度としては表向き本当に教育は地方も一緒に、みんなと一緒にってというのは誰も否定はしないんだけど、その狙いとするとところも含めて、やはりちょっと検討の余地があるかなと思っています。ちょっと長くなりますけどもう一つだけ・・・

○議長（上原豊茂君） お待ちください。

お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

どうぞ。

○7番（工藤弘喜君） それでは続けることになりましたけれども、今回のコミュニティ・スクールのこの第6次の教育再生実行会議で平成27年3月にこれ出したんですが、それを受けてその年の6月に中教審がこれを認めて、そうですよというかたちになって全国に

努力義務化というかたちで推し進めてきているんですが、その6次の提言の中で、このコミュニティ・スクールについて言われていることをね、ちょっと若干紹介したいんですが、国はコミュニティ・スクールの取り組みが遅れている地域の存在を解消して一層の拡大を加速すると、このため制度面の改善や財政面の措置も含めて未導入地域における取り組みの拡充や学校支援地域本部等の一体的な推進に向けた支援に努めると、うんぬんと書いて、全ての学校がコミュニティ・スクール化に取り組んで地域と相互に連携協働した活動を展開するための抜本的な方策を講ずるとともにコミュニティ・スクールの仕組みの必置について検討を進めると。ここまではいいんですが、ですつとき最終的には、これはこの6次の提言の根本は地方創生をこの教育機関を核とした地域活性化という中でコミュニティ・スクールが出てきているというふうに明言しているんですよ、いわゆる地方創生の推進の一つなんだと。そういう部分も本当に子どもたちの将来を思っただけのコミュニティ・スクールというか、制度化ではなくて、やはりそういう部分、そして地方公共団体の判断により小中一貫教育の取り組みと連携して進めることが、その小中一貫教育、いわゆる進めるためにはすごくこれは効果的なんだと、そしてこうした人的ネットワークが地域課題解決や地域振興の主体となると。それを目指すように進めていくというのが方向なんですよ。やはりこういったものも含めてやはりきちんとみながらしていかないと本当に子どもたちのためにみんなで地域で何とかしようということから、もしかしたらいずれ何年か後には変わってしまうかもしれない。そういう何か危険性のようなものが私自身が思ったので今日の見解も含めて、教育長の考えもちょっとお聞きしたいということで尋ねていた次第です。お願いします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） この制度については、今言った提言の前から法律的にはコミュニティ・スクールというのがあるが、本町におきましても第5次の総合計画の中にもコミュニティ・スクールの導入について検討するというところでうたわれていたところで、その辺も含めて、前段申し上げたこの導入の目的はそういうことでございますけど、今特に工藤議員がおっしゃっている国が推し進めようとしている教育の変革の中で、その中でコミュニティ・スクールというのどうなのかというお話だと思いますけど、私自身はやはり主役は子どもであり、その保護者、その中の環境の中を整えていくというのが教育委員会なりの役割だと思っていますし、そのような中で国が推し進めようとするというより、先ほど答弁でお答えしましたように、私は小中一貫というよりは今のこども園から義務教育の小中学校の連携を今以上に深めたいという部分がこの制度の中での一つの目的だということと、それと地域の中でその辺のところを支えながらやっていくということがやはりこの制度の目的で、例えば先ほど答弁もしましたように私はやはり教育委員の中でもこの制度の研修なり研究もここ数年にわたってやってきた中で、いろいろな先進地も視察しながら見た中では、やはりその地域らしさを取り入れながら、それぞれの特色あるコミュニティ・スクールをやっていますので、ぜひ私たちも訓子府スタイルというんですかね、訓子府らしさの制度を整えた中で国のいっている趣旨に惑わされることなくですね、訓子府らしさをその辺のところを取り入れてですね、やっていきたいというのが今の考え方でございます。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

あと4分です。

○7番(工藤弘喜君) 今、教育長から答弁いただいたんですけど、教育長、ぜひそういう方向で、いろいろと仕組みとしてはこういうかたちでコミュニティ・スクールというふうになって、努力設置義務みたいなものが課せられてきていますけれども、ぜひそういうふうな中身で、本当に子どもたちにとってどういうのがいいのかという観点、これはやはりぜひ捉えながら、堅持しながらいつていただきたいというのと、いつまでも林教育長がずっと続けて教育長ということにもならないのもまた事実でありますので、そういうことも合わせ、そして学校だって変わるんですよ、校長先生も変わるし教員も変わっていくと、そういう中であって本当にそういう部分がしっかりと堅持できるような仕組み、あるいは中身に注意深くしていかないと、やはり大きな流れの中ではやはりこう、そこにこうしていくというのは、非常に提言の中でもそういう部分についてはこうした方がいいよみたいなことまで、すごく、有識者も本当にびっくりするような人たちがいるんですよ、そういう中であって、やはり気を付けながら、この問題については慎重に検討していただきたいということをお願いをしまして、申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長(上原豊茂君) 教育長、最後ありますか。

教育長。

○教育長(林 秀貴君) 議員のお話の中で、やはり先ほど来言っているように、訓子府らしい、そしてそれぞれの私たちの将来を担う宝である子どもたちがどう育っていくかを進めるためのコミュニティ・スクールでござりますので、それらも慎重に協議しながら進めたいと思っていますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長(上原豊茂君) 7番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

これにて一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長(上原豊茂君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

明日は午前9時30分からです。

ご苦勞さまでした。

散会 午後 4時 3分